

官報

号外

平成二十一年六月三日

○第百七十一回 参議院會議録第二十六号

平成二十一年六月三日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十六号

平成二十一年六月三日

午前十時開議

第一 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(津田弥太郎君外八名発議)

第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより會議を開きます。

日程第一 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(津田弥太郎君外八名発議)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長辻泰弘君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔辻泰弘君登壇、拍手〕

○辻泰弘君 たいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十九年の厚生年金特例法成立以降、給与等からの保険料控除の事実があつたにもかかわらず、年金給付に結び付かない方々の救済のための取組が行われてきたものの、申立ての内容が一応確からしいという年金記録確認第三者委員会における判断基準等の下で、あつせん比率が三割台にとどまっているという現状にかんがみ、非あつせんとなる事例の発生を相当程度防ぐための措置等を講じようとするものであります。

その主な内容は、第一に、過去における保険料の控除の事実の有無の判断に当たつて、労働保険等の記録の収集等を行うこととするともに、社会通念上明らかに不合理であるとは言えないと認

める場合は、当該事実があつた旨の判断を行うこととするものであります。

第二に、保険料納付の義務を履行すべき立場にある事業主に対する納付勧奨は、当該被保険者に係る保険料の社会保険庁に対する納付義務が履行されなかったことが明らかであり、かつ、そのことについて国の責めに帰すべき事由があるおそれがないと認める場合に限ることとするものであります。

委員会におきましては、年金記録確認第三者委員会においてあつせんが進まない理由、本法律案の年金記録回復に対する効果、年金記録確認第三者委員会の判断基準を法制化する理由、保険料納付義務不履行に係る国の責めに帰すべき事由の定め方、特例納付保険料の納付勧奨を限定することに伴う影響等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、国会法第五十七条の三の規定に基づいて内閣から意見を聴取いたしましたところ、政府としては反対である旨の意見が述べられました。

次いで、討論に入りましたところ、自由民主党及び公明党を代表して衛藤晟一理事より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二

賛成 百三十

反対 百二

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長櫻井充君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔櫻井充君登壇、拍手〕

○櫻井充君 たいま議題となりました法律案に

つきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、他の事業者の事業活動を排除することによる私的独占及び一定の不正な取引方法に対する課徴金制度の導入、企業結合に係る届出制度の見直し、罰則の引上げ等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、独占禁止法の審判制度の在り方、課徴金の適用範囲を拡大する理由と課徴金納付命令の対象となる行為の態様の明確化、課徴金減免制度の対象企業数を三社から五社に拡大する理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十四

賛成 二百二十

反対 十四

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時九分散会

出席者は左のとおり。

議長	副議長
江田 五月君	山東 昭子君

議員
山下 芳生君
舟山 康江君
紙 智子君
大島九州男君
仁比 聡平君
青木 愛君
加賀谷 健君
大門実紀史君
犬塚 直史君
足立 信也君
市田 忠義君
岩本 司君
風間 直樹君
植松恵美子君
川崎 稔君
水戸 将史君
松野 信夫君
藤谷 光信君
井上 哲士君
津田弥太郎君
藤本 祐司君
那谷屋正義君
小池 晃君
榛葉賀津也君

藤田 幸久君	ソルシマルティ君	円 より子君	直嶋 正行君
佐藤 公治君	中村 哲治君	長浜 博行君	家西 悟君
内藤 正光君	浅尾慶一郎君	西岡 武夫君	築瀬 進君
木俣 佳丈君	一川 保夫君	興石 東君	平田 健二君
増子 輝彦君	羽田雄一郎君	山下八洲夫君	広中和歌子君
高橋 千秋君	谷 博之君	吉川 沙織君	外山 斎君
石井 一君	田名部匡省君	川田 龍平君	松下 新平君
大石 正光君	前田 武志君	大江 康弘君	大久保潔重君
千葉 景子君	岡崎トミ子君	森田 高君	田中 直紀君
佐藤 泰介君	柳田 稔君	糸数 慶子君	渡辺 秀央君
北澤 俊美君	峰崎 直樹君	荒井 広幸君	姫井由美子君
中谷 智司君	松浦 大悟君	轟木 利治君	横峯 良郎君
平山 幸司君	梅村 聡君	龜井亜紀子君	山田 俊男君
友近 聡朗君	徳永 久志君	中山 恭子君	林 久美子君
川合 孝典君	米長 晴信君	広田 一君	室井 邦彦君
牧山ひろえ君	金子 恵美君	川上 義博君	長谷川憲正君
行田 邦子君	相原久美子君	丸山 和也君	長谷川大紋君
藤原 良信君	谷岡 郁子君	島尻安伊子君	鈴木 陽悦君
田中 康夫君	武内 則男君	加藤 敏幸君	主濱 了君
白 眞勲君	大久保 勉君	松岡 徹君	自見庄三郎君
前川 清成君	島田智哉子君	中川 義雄君	岸 宏一君
藤末 健三君	富岡由紀夫君	加治屋義人君	森 ゆうこ君
蓮 舫君	大石 尚子君	大塚 耕平君	松井 孝治君
下田 敦子君	今野 東君	鈴木 寛君	亀井 郁夫君
水岡 俊一君	芝 博一君	木村 仁君	林 芳正君
小林 正夫君	柳澤 光美君	山本 一太君	工藤堅太郎君
神本美恵子君	藤原 正司君	高嶋 良充君	小川 敏夫君
山根 隆治君	小川 勝也君	郡司 彰君	櫻井 充君
池口 修次君	福山 哲郎君	藤井 孝男君	若林 正俊君
平野 達男君	辻 泰弘君	松田 岩夫君	松村 祥史君

野村 哲郎君	末松 信介君	山本 香苗君	澤 雄二君	財政金融委員	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
中村 博彦君	岡田 直樹君	淵上 貞雄君	福島みずほ君	辞任	消費者庁設置法案
岸 信夫君	義家 弘介君	愛知 治郎君	岡田 広君	小池 正勝君	消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
塚田 一郎君	丸川 珠代君	田村耕太郎君	有村 治子君	厚生労働委員	消費者安全法案
佐藤 信秋君	磯崎 陽輔君	魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	辞任	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
石井みどり君	石井 準一君	加藤 修一君	松 あきら君	平田 健二君	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
西田 昌司君	関口 昌一君	橋本 聖子君	岩永 浩美君	農林水産委員	同日本院は、次の内閣提出案は憲法第六十条第二項の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書を受領した。
山本 順三君	小池 正勝君	市川 一朗君	浅野 勝人君	辞任	平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)
神取 忍君	荻原 健司君	風間 昶君	荒木 清寛君	津田弥太郎君	平成二十一年度特別会計補正予算(特第1号)
中川 雅治君	小泉 昭男君	山下 栄一君	弘友 和夫君	経済産業委員	平成二十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)
山谷えり子君	西島 英利君	中曾根弘文君	舩添 要一君	辞任	同日議員から次の質問主意書が提出された。
椎名 一保君	秋元 司君	加納 時男君	山内 俊夫君	国家基本政策委員	同日議員から次の質問主意書が提出された。
北川イツセイ君	水落 敏栄君	木庭健太郎君	白浜 一良君	辞任	同日議員から次の質問主意書が提出された。
松山 政司君	岩城 光英君	草川 昭三君	山口那津男君	予算委員	同日議員から次の質問主意書が提出された。
衛藤 晟一君	脇 雅史君	浜四津敏子君		大門実紀史君	同日議員から次の質問主意書が提出された。
鈴木 政二君	世耕 弘成君			井上 哲士君	同日議員から次の質問主意書が提出された。
松村 龍二君	伊達 忠一君	厚生労働大臣	舩添 要一君	辞任	同日議員から次の質問主意書が提出された。
吉田 博美君	青木 幹雄君	国務大臣	河村 建夫君	近藤 正道君	同日議員から次の質問主意書が提出された。
泉 信也君	山崎 正昭君	(内閣官房長官)		衛生 晟一君	同日議員から次の質問主意書が提出された。
吉村剛太郎君	尾辻 秀久君			丸山 和也君	同日議員から次の質問主意書が提出された。
谷川 秀善君	佐藤 昭郎君			仁比 聡平君	同日議員から次の質問主意書が提出された。
矢野 哲朗君	溝手 顕正君			行政監視委員	同日議員から次の質問主意書が提出された。
南野知恵子君	浮島とも子君			辞任	同日議員から次の質問主意書が提出された。
谷合 正明君	山内 徳信君			古川 俊治君	同日議員から次の質問主意書が提出された。
森 まさこ君	西田 実仁君			森 まさこ君	同日議員から次の質問主意書が提出された。
山本 博司君	近藤 正道君			山下 芳生君	同日議員から次の質問主意書が提出された。
佐藤 正久君	古川 俊治君			福島みずほ君	同日議員から次の質問主意書が提出された。
鰐淵 洋子君	浜田 昌良君				同日議員から次の質問主意書が提出された。
又市 征治君	川口 順子君				同日議員から次の質問主意書が提出された。
二之湯 智君	河合 常則君				同日議員から次の質問主意書が提出された。

参議院議員加賀谷健君提出建設業退職金共済制度に関する質問に対する答弁書(第一七一号) 参議院議員加賀谷健君提出「二〇〇年安心」という年金制度に関する質問に対する答弁書(第一七二号) 参議院議員福島みずほ君提出二〇〇九年三月二十三日のFDX八〇便事故についての事故原因究明に関する質問に対する答弁書(第一七三号) 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	同日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」及び「平成二十一年度の防災に関する計画」についての報告を受領した。 同日内閣から、男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十一年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書を受領した。	財政金融委員 辞任 川上 義博君 補欠 松浦 大悟君 森 ゆうこ君 厚生労働委員 辞任 梅村 聡君 坂本由紀子君 補欠 武内 則男君 礪崎 陽輔君	仁比 聡平君 山下 芳生君 近藤 正道君 又市 征治君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 決算委員会 理事 西島 英利君 (西島英利君の補欠) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 定額給付金に係る事務費の縮減とホームレス、ネットカフェ宿泊者に対する支給状況に関する質問主意書(藤末健三君提出(第一八八号)) 「追い出し屋」被害対策に関する質問主意書(藤末健三君提出(第一八九号)) 原爆症認定訴訟に関する質問主意書(加賀谷健君提出(第一九〇号)) 危機管理の観点からの麻生総理大臣の携帯電話に関する再質問主意書(加賀谷健君提出(第一九一号)) 軍用地賃貸借契約及び流弾事件に関する質問主意書(糸数慶子君提出(第一九二号)) 米軍基地から排出される廃棄物等に関する質問主意書(糸数慶子君提出(第一九三号)) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 国境離島等の保全・支援に関する質問主意書(糸数慶子君提出(第一七七号)) 再編実施のための日米のロードマップに関する質問主意書(糸数慶子君提出(第一七八号)) 海砂採取に関する質問主意書(糸数慶子君提出(第一七九号))
消費者庁及び消費者委員会設置法 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 消費者安全法 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律 同日衆議院議長から、次の予算は憲法第六十条第二項の規定により衆議院の議決が国会の議決となったから内閣に送付した旨の通知書を受領した。	同日内閣から、高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十一年度高齢社会対策」についての文書を受領した。 同日人事院総裁から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく平成二十年度の人事院の業務状況報告書を受領した。 一昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 森 ゆうこ君 補欠 喜納 昌吉君 総務委員 辞任 武内 則男君 梅村 聡君 礪崎 陽輔君 坂本由紀子君 法務委員 辞任 松浦 大悟君 川上 義博君	経済産業委員 辞任 木俣 佳丈君 補欠 姫井由美子君 農林水産委員 辞任 姫井由美子君 補欠 木俣 佳丈君 予算委員 辞任 大河原雅子君 補欠 金子 恵美君 決算委員 辞任 金子 恵美君 補欠 大河原雅子君 衛藤 晟一君 丸山 和也君 仁比 聡平君 近藤 正道君 行政監視委員 辞任 衛藤 晟一君 古川 俊治君 森 まさこ君	同日議員から次の質問主意書が提出された。 定額給付金に係る事務費の縮減とホームレス、ネットカフェ宿泊者に対する支給状況に関する質問主意書(藤末健三君提出(第一八八号)) 「追い出し屋」被害対策に関する質問主意書(藤末健三君提出(第一八九号)) 原爆症認定訴訟に関する質問主意書(加賀谷健君提出(第一九〇号)) 危機管理の観点からの麻生総理大臣の携帯電話に関する再質問主意書(加賀谷健君提出(第一九一号)) 軍用地賃貸借契約及び流弾事件に関する質問主意書(糸数慶子君提出(第一九二号)) 米軍基地から排出される廃棄物等に関する質問主意書(糸数慶子君提出(第一九三号)) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 国境離島等の保全・支援に関する質問主意書(糸数慶子君提出(第一七七号)) 再編実施のための日米のロードマップに関する質問主意書(糸数慶子君提出(第一七八号)) 海砂採取に関する質問主意書(糸数慶子君提出(第一七九号))

衆議院議員総選挙の選挙日程に関する質問主意書(川上義博君提出)(第一八〇号)

チツソに対する抜本的金融支援措置に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第一八一号)

同一価値労働同一報酬に関する再質問主意書(谷岡郁子君提出)(第一八二号)

学校における児童・生徒への健康教育の充実に関する再質問主意書(谷岡郁子君提出)(第一八三号)

「変化する賃金・雇用制度の下における男女間賃金格差に関する研究会」に関する質問主意書(谷岡郁子君提出)(第一八四号)

スクールヘルスリーダーに関する質問主意書(谷岡郁子君提出)(第一八五号)

昨二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 喜納 昌吉君 補欠 森 ゆうこ君

徳永 久志君 補欠 藤田 幸久君

総務委員 辞任 梅村 聡君 補欠 武内 則男君

坂本由紀子君 補欠 磯崎 陽輔君

法務委員 辞任 川上 義博君 補欠 松浦 大悟君

外交防衛委員 辞任 藤田 幸久君 補欠 徳永 久志君

財政金融委員 辞任 松浦 大悟君 補欠 川上 義博君

厚生労働委員 森 ゆうこ君 補欠 喜納 昌吉君

農林水産委員 武内 則男君 補欠 梅村 聡君

経済産業委員 磯崎 陽輔君 補欠 佐藤 信秋君

国土交通委員 木俣 佳丈君 補欠 姫井由美子君

予算委員 姫井由美子君 補欠 木俣 佳丈君

辞任 佐藤 信秋君 補欠 坂本由紀子君

辞任 金子 恵美君 補欠 大河原雅子君

決算委員 辞任 大河原雅子君 補欠 金子 恵美君

行政監視委員 近藤 正道君 補欠 又市 征治君

辞任 又市 征治君 補欠 近藤 正道君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外交防衛委員会 理事 小池 正勝君 (小池正勝君の補欠)

同日衆議院から、同院は国会の会期を六月四日から七月二十八日まで五十五日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(閣法第六六号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(岡田克也君外五名提出)(衆第三四号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(参第八号)審査報告書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三六号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

裁判員制度における性犯罪被害者に関する質問主意書(加賀谷健君提出)(第一九四号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員水戸将史君提出介護保険制度に関する質問に対する答弁書(第一七四号)

参議院議員今野東君提出沖縄科学技術大学院大学に関する質問に対する答弁書(第一七五号)

参議院議員福島みずほ君提出死刑制度に対する自由権規約委員会の最終見解に関する質問に対する答弁書(第一七六号)

同日内閣から、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第五号の規定に基づく平成二十年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を受領した。

同日内閣から、科学技術基本法第八条の規定に基づく平成二十年度科学技術の振興に関する年次報告を受領した。

同日内閣から、観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十年度観光の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十一年度観光施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十年度環境の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十一年度環境の保全に関する施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十一年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十年度生物の多様性の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十一年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書を受領した。

審査報告書

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月二日

厚生労働委員長 辻 泰弘

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行う合議制の機関において、事業主が被保険者の負担すべき厚生年金保険の保険料を控除した事実に係る判断等が円滑に行われるようにするため、当該事実に係る判断に当たつて記録の収集等を行うこと及びその判断の基準を定めるとともに、対象事業主に対し特例納付保険料の納付の勧奨を行う場合を限定する等の措置を講ずるほか、国民年金の保険料を納付する義務を負う者が当該義務を履行した事実等に係る判断について、厚生年金保険の保険料を控除した事実に係る判断の例によるものとする措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十一年度において約十五億円が見込まれている。

一、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見

舛添厚生労働大臣から、政府としては反対である旨の意見が述べられた。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を發議する。

平成二十一年三月二十六日

發議者

津田弥太郎 蓮 舫
中村 哲治 加賀谷 健
行田 邦子 福山 哲郎
直嶋 正行 自見庄三郎
近藤 正道

賛成者

足立 信也 池口 修次
岩本 司 尾立 源幸
大石 尚子 大島九州男
加藤 敏幸 川合 孝典
小林 正夫 島田智哉子
武内 則男 轟木 利治
那谷屋正義 林 久美子
藤本 祐司 藤原 正司
前川 清成 水岡 俊一
柳澤 光美 山根 隆治
吉川 沙織

参議院議長 江田 五月殿

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次条」を「第二条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(保険料を控除した事実に係る判断)

第一条の二 前条第一項に規定する機関は、厚生年金保険制度及び国民年金制度により生活の安定が図られる国民の立場に立つて同項に規定する事実がある者が不利益を被ることがないようにする観点から、当該事実があるかどうかを判断するに当たつては、当該事実がある者であることを申し立てた者の当該申立てを十分しん断するとともに、当該事実があることを直接に明らかにする資料がない事案においては、速やかに、雇用保険又は労働者災害補償保険に係る加入又は給付に関する記録、所得税又は住民税に係る課税に関する記録その他の官公署が有する記録であつて当該事実があることを推測させるものをできる限り収集するほか、必要があると認めるときは、当該申立てに係る事業主その他の関係者の証言、社会保険労務士が保存する資料その他の官公署が有する記録以外の資料又は情報であつて当該事実があることを推測させるものをできる限り収集した上で、当該申立てが社会通念上明らかに不合理であるとはいえない

と認める場合においては、当該事実がある旨の判断を行うものとする。

2 前条第一項に規定する機関が前項(第十五条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により行う収集に関し協力を求められた官公署は、これに協力するものとする。

第二条第一項中「前条第一項」を「第一条第一項」に改め、同条第二項中「社会保険庁長官は」の下に「特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されなかつたことが明らかであると認め、かつ、当該義務が履行されなかつたことについて国の責めに帰すべき事由として厚生労働省令で定める事由があるおそれがないと認める場合においては」を加え、同条第三項中「限る」の下に「以下この項において同じ」を加え、「前項の規定による勧奨を行う」を「対象事業主に対し第一条第六項の通知をする」に改め、同条第四項中「第二項」を「第二項本文に規定する場合において同項」に、「場合において」を「とき」に改め、同条第五項中「特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない」と認められる場合において第二項又は前項の規定による勧奨を行うときを除く。を削り、同条第六項中「第三項」の下に「の規定により特例納付保険料を納付することができると認め、かつ、第二項又は第四項の規定による勧奨を受けた場合には」を削り、同条第九項中「次条(同条第一号口又は第

二号口に係る部分を除く。第一号において同じ。) の規定による公表を行ったときにおいて、その後「を削り、同項第二号中「次の」を「次条の規定による公表を行った場合において、当該公表の後、次の」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「次条」の下に「同条第一号口又は第二号口に係る部分を除く。」を加え、「後において」を「場合において、当該公表の後、」に、「場合」を「とき」に、「除く。」を「除く。」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。	ときを除く。」を削り、同条第二号中「特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない」と認められる場合において前条第四項の規定による勸奨を行ったときを除く。」を削り、同条第三号中「イ又は」を「前条第二項本文に規定する場合において、イ又は」に改め、同号イ中「同条第四項」を「及び同条第四項」に改め、「及び特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない」と認められる場合において前条第二項の規定による勸奨を行うことができないとき」を削る。	五項中「(特例対象加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない」と認められる場合において第二項又は前項の規定による勸奨を行うときを除く。」を削り、同条第六項中「第三項」の下に「の規定により未納掛金に相当する額を納付することができ同項」を加え、「第二項又は第四項の規定による勸奨を受けた場合には」を削り、同条第九項中「次条第一項(同項第一号口又は第二号口に係る部分を除く。第一号において同じ。)」の規定による公表を行ったときにおいて、その後「を削り、同項第二号中「次の」を「次条第一項の規定による公表を行った場合において、当該公表の後、次の」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「次条第一項」の下に「(同項第一号口又は第二号口に係る部分を除く。)」を加え、「後において」を「場合において、当該公表の後、」に、「場合」を「とき」に、「除く。」を「除く。」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。	め、同項に次の一号を加える。 三 前項第三号に該当する場合であつて、同号の期限後に未納掛金等が納付されたとき。 第六条第一項第一号中「(特例対象加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない」と認められる場合において前条第二項の規定による勸奨を行ったときを除く。」を削り、同項第二号中「(特例対象加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない」と認められる場合において前条第四項の規定による勸奨を行ったときを除く。」を削り、同項第三号中「イ又は」を「前条第二項本文に規定する場合において、イ又は」に改め、同号イ中「同条第四項」を「及び同条第四項」に改め、「及び特例対象加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない」と認められる場合において前条第二項の規定による勸奨を行うことができないとき」を削る。
一 当該特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されなかったことについて第二項の厚生労働省令で定める事由があるおそれがないとは認められないため同項の規定による勸奨を行わない場合(当該確認等の後、厚生労働省令で定める期間内に第六項の規定による申出が行われた場合を除く。) 第二条第十二項第一号中「期限」を「期間経過」に改め、同項に次の一号を加える。 三 第九項第三号に該当する場合であつて、同号の期限後に特例納付保険料が納付されたとき。	第五条第二項中「基金は」の下に「特例対象加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されなかったことが明らかであると認め、かつ、当該義務が履行されなかったことについて第二項の厚生労働省令で定める事由があるおそれがないと認められる場合において」を加え、同条第三項中「限る」の下に「以下」の項において同じ」を加え、「前項の規定による勸奨を行う」を「対象設立事業主に対し前条第三項の通知をする」に改め、同条第四項中「第二項」を「第二項本文に規定する場合において同項」に、「場合において」を「とき」に改め、同条第三	一 当該特例対象加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されなかったことについて第二項第二項の厚生労働省令で定める事由があるおそれがないとは認められないため第二項の規定による勸奨を行わない場合(当該確認又は改定等の後、厚生労働省令で定める期間内に第六項の規定による申出が行われた場合を除く。) 第五条第十項第一号中「期限」を「期間経過」に改	第八条第二項中「連合会は」の下に「特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない」と認められる場合において前条第二項及び第四項の規定による勸奨を行うことができないときを除く。」を削る。
第三条第一号中「(特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない」と認められる場合において前条第二項の規定による勸奨を行った	項」に、「場合において」を「とき」に改め、同条第三	項」に、「場合において」を「とき」に改め、同条第三	項」に、「場合において」を「とき」に改め、同条第三

履行されなかったことについて第二項の厚生労働省令で定める事由があるおそれがないと認める場合においては「を」を加え、同条第三項中「限る」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「前項の規定による勧奨を行う」を「解散した基金の対象設立事業主に対し前条第二項の通知をする」に改め、同条第四項中「第二項」を「第二項本文に規定する場合において同項」に、「場合において」を「とき」に改め、同条第五項中「(特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかなでないと認められる場合において第二項又は前項の規定による勧奨を行うときを除く。)」を削り、同条第六項中「第三項」の下に「の規定により特例掛金を納付することができる同項」を加え、「第二項又は第四項の規定による勧奨を受け、」第二項又は第四項の規定による勧奨を受けた場合には「を削り、同条第九項中「次条第一項(同項第一号又は第二号に係る部分を除く。第一号において同じ。の規定による公表を行ったときにおいて、その後」を削り、同項第二号中「次の」を「次条第一項の規定による公表を行った場合において、当該公表の後、次の」に改め、同項を同項第三号とし、同項第一号中「次条第一項の下に(同項第一号又は第二号に係る部分を除く。)」を加え、「後において」を「場合において、当該公表の後、」に、「場合(」を「とき(」に、「除く。)」を「除く。)」に改め、同項を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。 一 当該特例対象解散基金加入員に係る厚生年	金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されなかったことについて第二項の厚生労働省令で定める事由があるおそれがないとは認められないため第二項の規定による勧奨を行わない場合(当該確認等の後、厚生労働省令で定める期間内に第六項の規定による申出が行われた場合を除く。) 第八条第十項第一号中「期限を」期間経過に改め、同項に次の一号を加える。 三 前項第三号に該当する場合であつて、同号の期限後に特例掛金が納付されたとき。 第九条第一項第一号中「特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかなでないと認められる場合において前条第二項の規定による勧奨を行ったときを除く。)」を削り、同項第二号中「(特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかなでないと認められる場合において前条第四項の規定による勧奨を行ったときを除く。)」を削り、同項第二号中「(特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかなでないと認められる場合において前条第四項の規定による勧奨を行ったときを除く。)」を削り、同項第三号中「イ又は」に改め、同号イ中「同条第四項」を「及び同条第四項」に改め、「及び特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかなでないと認められる場合において前条第二項の規定による勧奨を行うことができる」と改め、同項を削り、同号口中「(特例対象解散基金加入員に係る厚生年	金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかなでないと認められる場合において前条第二項及び第四項の規定による勧奨を行うことができないときを除く。)」を削る。 第十五条の次に次の一条を加える。 (国民年金の保険料を納付する義務を履行した事実等に係る判断) 第十五条の二 第一条第一項に規定する機関は、第一条の二第一項の観点と同様の観点から、国民年金法第八十八条の規定により保険料を納付する義務を負う者が当該義務を履行した事実があるかどうかその他の厚生年金保険法又は国民年金法による給付(これに相当する給付を含む。)に影響を与える事実(第一条第一項に規定する事実を除く。)があるかどうかについては、第一条の二第一項の規定の例により、当該事実に係る判断を行うものとする。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定(同条第一項及び第十三項に係る部分を除く。)並びに第三条、第五条、第六条、第八条及び第九条の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (経過措置) 第二条 この法律による改正後の厚生年金保険の	保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「新法」という。)第二条及び第三条の規定は、前条ただし書に規定する日以後に社会保険庁長官が新法第一条第一項に規定する特例対象者に係る同項に規定する確認等を行った場合について適用し、同日前に社会保険庁長官が同項に規定する特例対象者に係る同項に規定する確認等を行った場合については、なお従前の例による。 2 新法第五条及び第六条の規定は、前条ただし書に規定する日以後に厚生年金基金が新法第四条第一項に規定する特例対象加入員に係る同項に規定する確認又は改定等を行った場合について適用し、同日前に厚生年金基金が同項に規定する特例対象加入員に係る同項に規定する確認又は改定等を行った場合については、なお従前の例による。 3 新法第八条及び第九条の規定は、前条ただし書に規定する日以後に企業年金連合会が新法第七条第一項に規定する特例対象解散基金加入員に係る同項に規定する確認等を行った場合について適用し、同日前に企業年金連合会が同項に規定する特例対象解散基金加入員に係る同項に規定する確認等を行った場合については、なお従前の例による。 この法律の施行に伴い必要となる経費は、平成二十一年度において約十五億円の見込みである。
--	---	--	--

審査報告書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月二日

経済産業委員長 櫻井 充

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法草案は、公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、他の事業者の事業活動を排除することによる私的独占及び一定の不正な取引方法に対する課徴金制度の導入、企業結合に係る届出制度の見直し、罰則の引上げ等の所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

最近の急激な経済情勢の変化に伴い、かつてなく中小企業者や下請事業者の利益が不当に害されるおそれが高まっていることにかんがみ、市場における公正な競争秩序を確保するため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 審判手続に係る規定については、本法附則に

おいて、全面にわたつて見直すものとし、平成二十一年度中に行う検討の結果所要の措置を講ずることとされているが、検討の結果として、現行の審判制度を現状のまま存続することや、平成十七年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うこと。

二 公正取引委員会が行う審尋や任意の事情聴取等において、事業者側の十分な防御権の行使を可能とするため、諸外国の事例を参考にしつつ、代理人の選任・立会い・供述調書の写しの交付等について、我が国における刑事手続や他の行政手続との整合性を確保しつつ前向きに検討すること。

三 不正な取引方法に対しては、経済社会状況の変化や、本改正により課徴金の対象となる行為類型が優越的地位の濫用等に拡大することを踏まえ、ガイドラインの作成等によって、構成要件がより明確かつ具体的に示されるよう十分配慮しつつ、規制措置の積極的な運用を図ること。その際、下請関係を含め大企業者と中小企業者の間における公正な取引の確保及び中小企業者の利益保護に配慮すること。

四 談合・カルテルに係る課徴金減免制度については、減額対象事業者数が拡大されることや、企業グループ内の事業者の共同申請制度が導入されることを踏まえ、違反行為の発見、事件の解明がこれまで以上に迅速かつ的確に行われるよう、公正取引委員会の調査・分析能力の向上に努めること。また、同制度の運用に当たつては、制度の悪用を許すことがないように適切な

法執行に万全を期すること。

五 企業の経済活動のグローバル化を踏まえ、競争政策や競争法の国際調和を図るとともに、各国の競争当局間の協力を一層進め、外国企業に係る企業結合や国際カルテル等に対する規制の実効性を高めること。

六 公正取引委員会事務局の人員体制の一層の強化を図り、法曹資格者や経済学の分野において高度な専門知識を有する者等の登用を積極的に進めるとともに、公正取引委員会と関係省庁との緊密な連携体制を確立し、きめ細かく実態の把握に努めつつ、不当販売や優越的地位の濫用等の問題行為を迅速かつ効果的に取り締まること。

七 不正な取引方法の差止請求における文書提出命令の特則については、事業者及び国民にその趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、民事訴訟を通じて救済の促進に資するため、当事者の負担軽減に向けた方策の検討を継続すること。

右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年四月二十七日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 江田 五月殿

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「分割」の下に「株式移転」を加え、「第二十條」を「第二十條の七」に改める。

第二條第九項を次のように改める。

この法律において「不正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一 正当な理由がないのに、競争者と共同して、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ ある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。

ロ 他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

二 不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品又は役務を継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

三 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を提供すること。 イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。 ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者者にこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。	引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。 六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。 ロ 不当な対価をもつて取引すること。 ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するよう誘引し、又は強制すること。 ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。 ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。 ヘ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。	二 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人 三 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人 四 当該行為をした事業者から当該行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者 第七条の二第三項中「前二項」の下に「及び第八項を加え、同条第五項中「及び第七項」を、「第十項及び第二十條の二から第二十條の五まで」に改め、「次項に該当する場合を除き、」を削り、同項に次のただし書を加える。 ただし、当該事業者が、次項から第九項までの規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。 第七条の二第六項中「この項において同じ。」を「この項、第十九項、第二十二項及び第二十三項において同じ。」又は第四項に、「第四項を」第四項中「百分の六」とあるのは「百分の九」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」と、第五項に改め、同項に次のただし書を加える。 ただし、当該事業者が、第九項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。 第七条の二第六項第一号中「第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第十三項若しくは第十六項」を「第十八項若しくは第二十一項」に改め、同項第二号中、「第二項」の下に「若しくは第四項」を	加え、「第十三項若しくは第十六項」を「第十八項若しくは第二十一項」に改め、同条第七項第一号中「及び次項」を、「次項及び第二十五項」に改め、同条第八項中「第一号及び第三号」を「第一号及び第四号」に、「第四項から第六項まで」を「第五項から第九項まで」に、「第二号及び第三号」を「第二号及び第四号又は第三号及び第四号」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。 三 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち四番目又は五番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（第四十五條第一項に規定する報告又は同条第四項の措置その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。）を行つた者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）であること。 第七条の二第九項中「第七項第一号」を「第十項第一号」に、「若しくは第二号」を「第三号まで」に、「数が三」を「数が五」に、「である場合」を「であり、かつ、同号の規定による報告及び資料の提出を行つた者の数を合計した数が三以下である場合」に、「第四項から第六項まで」を「第五項から第九項まで」に改め、同条第十項中「第七項第一号、第八項第一号若しくは第二号又は前項第一号」を「第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号」に改め、同条第十一項
五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。 イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。 ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。 ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取	引の対価を支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。 六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。 ロ 不当な対価をもつて取引すること。 ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するよう誘引し、又は強制すること。 ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。 ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。 ヘ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。 第二条第十項を削る。 第七条第二項中「事業者を」次に掲げる者に改め、同項ただし書中「三年」を「五年」に改め、同項に次の各号を加える。 一 当該行為をした事業者	二 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人 三 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人 四 当該行為をした事業者から当該行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者 第七条の二第三項中「前二項」の下に「及び第八項を加え、同条第五項中「及び第七項」を、「第十項及び第二十條の二から第二十條の五まで」に改め、「次項に該当する場合を除き、」を削り、同項に次のただし書を加える。 ただし、当該事業者が、次項から第九項までの規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。 第七条の二第六項中「この項において同じ。」を「この項、第十九項、第二十二項及び第二十三項において同じ。」又は第四項に、「第四項を」第四項中「百分の六」とあるのは「百分の九」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」と、第五項に改め、同項に次のただし書を加える。 ただし、当該事業者が、第九項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。 第七条の二第六項第一号中「第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第十三項若しくは第十六項」を「第十八項若しくは第二十一項」に改め、同項第二号中、「第二項」の下に「若しくは第四項」を	加え、「第十三項若しくは第十六項」を「第十八項若しくは第二十一項」に改め、同条第七項第一号中「及び次項」を、「次項及び第二十五項」に改め、同条第八項中「第一号及び第三号」を「第一号及び第四号」に、「第四項から第六項まで」を「第五項から第九項まで」に、「第二号及び第三号」を「第二号及び第四号又は第三号及び第四号」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。 三 公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち四番目又は五番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（第四十五條第一項に規定する報告又は同条第四項の措置その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。）を行つた者（当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）であること。 第七条の二第九項中「第七項第一号」を「第十項第一号」に、「若しくは第二号」を「第三号まで」に、「数が三」を「数が五」に、「である場合」を「であり、かつ、同号の規定による報告及び資料の提出を行つた者の数を合計した数が三以下である場合」に、「第四項から第六項まで」を「第五項から第九項まで」に改め、同条第十項中「第七項第一号、第八項第一号若しくは第二号又は前項第一号」を「第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号」に改め、同条第十一項

中「第七項から第九項まで」を「第十項から第十二項まで」に、「第十三項」を「第十八項若しくは第二十一項」に改め、同条第十二項中「第七項第一号、第八項第一号若しくは第二号又は第九項第一号」を「第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号」に、「第七項から第九項まで」を「第十項から第十二項まで」に改め、同項第一号中「当該事業者」の下に「当該事業者が第十三項の規定による報告及び資料の提出を行った者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行った他の事業者のうち、いずれか一以上の事業者。次号において同じ。」を加え、同項第三号中「に對し」の下に「当該事業者が第十三項の規定による報告及び資料の提出を行った者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行った他の事業者のうち、いずれか一以上の事業者」が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行った他の事業者が「を削り、同条第十三項中「第七項」を「第十項」に改め、「第十項」を「第十一項」に改め、同条第十四項中「第二項において読み替えて準用する場合を含む。」以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。」を「又は第四項」に、「第四項から第六項まで、第八項又は第九項」を「第四項から第九項まで、第十一項又は第十二項」に改め、同項ただし書中「第四項から第六項まで、第八項若しくは第九項」を「第四項から第九項まで、第十一項若しくは第十二項」に改め、同条第十六項中「又は第二

項」を、「第二項又は第四項」に改め、「含む。」の下に「又は第四項」を、「する際に」の下に「これらの規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定めるときまでに」を加え、同条第十七項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「同項、第四項から第六項まで、第八項、第九項又は第十四項」を「第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」に改め、同条第十八項中「第四項から第六項まで、第八項、第九項又は第十四項」を「第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」に改め、同条第十九項中「又は第二項」を、「第二項又は第四項」に、「会社」を「法人」に改め、「含む。」の下に「及び第四項」を加え、「第十三項及び第十六項」を「第十八項及び第二十一項」に改め、「この項」の下に「及び次項」を、「前各項」の下に「及び次項」を加え、同条第二十項中「前項」を「前二項」に、「第七項から第九項まで」を「第十項から第十二項まで」に改め、同条第二十一項中「実行期間」の下に「第四項に規定する違反行為については、違反行為期間」を加え、「三年」を「五年」に改め、同条第十九項の次に次の一項を加える。

第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一又は二以上の子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社に限る。）が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一又は二以上の子会社等に対して分

割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした違反行為及び当該法人が受けた命令等は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等（以下「特定事業承継子会社等」という。）がした違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等とみなして、前各項の規定を適用する。この場合において、当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、第一項（第二項において読み替えて準用する場合を含む。）中「当該事業者に對し」とあるのは「特定事業承継子会社等（第二十五項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下同じ。）に對し、この項（次項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第四項中「当該事業者に對し」とあるのは「特定事業承継子会社等に對し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第二十二項中「受けた者は」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等は、これらの規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」とする。

第七條の二第九項の次に次の二項を加える。

第一項に規定する違反行為をした事業者のうち二以上の事業者（会社である場合に限る。）が、公正取引委員会規則で定めるところにより、共同して、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った場合

には、第一号に該当し、かつ、第二号又は第三号のいずれかに該当する場合に限り、当該報告及び資料の提出を単独で行つたものとみなして、当該報告及び資料の提出を行つた二以上の事業者について前三項の規定を適用する。この場合における第十項第一号、第十一項第一号から第三号まで及び前項第一号の規定による報告及び資料の提出を行つた事業者の数の計算については、当該二以上の事業者をもつて一の事業者とする。

一 当該二以上の事業者が、当該報告及び資料の提出の時に相互に子会社等（事業者の子会社（会社がその総株主（総社員を含む。以下同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該会社の会社とみなす。以下この項において同じ。）若しくは親会社（会社を子会社とする他の会社をいう。以下この号において同じ。）又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。次号及び第二十五項において同じ。）の関係にあること。

二 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうち他の事業者と共同して当該違反行為をしたものが、当該他の事業者と共同して当該違反行為をした全期間（当該報告及び資料の提出を行った日からさかのぼり五年以内の期間に限る。）において、当該他の事業者と相互に子会社等の関係にあつたこと。 三 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうち他の事業者と共同して当該違反行為をした者でないものについて、次のいずれかに該当する事実があること。 イ その者が当該二以上の事業者のうち他の事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させ、かつ、当該他の事業者が当該譲渡又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。 ロ その者が、当該二以上の事業者のうち他の事業者から当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継し、かつ、当該譲受け又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。	に對抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。 第七条の二第六項の次に次の二項を加える。 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項中「百分の十」とあるのは「百分の十五」と、「百分の三」とあるのは「百分の四・五」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、第五項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」とする。ただし、当該事業者が、次項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。 一 単独で又は共同して、当該違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかつた者 二 単独で又は共同して、他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し当該違反行為に係る商品若しくは役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した者 三 前二号に掲げる者のほか、単独で又は共同して、次のいずれかに該当する行為であつて、当該違反行為を容易にすべき重要なものをした者 イ 他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又	は唆すこと。 ロ 他の事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率、取引の相手方その他当該違反行為の実行としての事業活動について指定すること（専ら自己の取引について指定することを除く。）。 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、第七項各号のいずれか及び前項各号のいずれかに該当する者であるときは、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」と、第五項中「百分の四」とあるのは「百分の八」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の二・四」と、「百分の一」とあるのは「百分の二」とする。 第七条の二第三項の次に次の一項を加える。 事業者が、私的独占（他の事業者の事業活動を排除することによるもの）に限り、第二項の規定に該当するものを除く。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。第二十七項において「違反行為期間」という。）における、当該行為に係る一定の取引分野において当該事業者が供給した商品又は役務（当該一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者に供給したものを除く。）及び当該一定の取引分野	において当該商品又は役務を供給する他の事業者において当該商品又は役務を供給する他の事業者が供給した当該商品又は役務（当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給する当該他の事業者が当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。）の政令で定める方法により算定した売上額に百分の六（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。 第八条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項から第四項までを削る。 第八条の二第一項及び第二項中「前条第一項」を「前条」に改める。 第八条の三中「第三項から第五項まで、第七項から第十三項まで、第十七項、第十八項及び第二十一項」を「第三項、第五項、第六項（ただし書を除く。）、第十項から第十八項まで（第十三項第二号及び第三号を除く。）、第二十二項、第二十三項及び第二十七項に」、「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項本文」に改め、「次項に該当する場合を除き」を削り、「同条第七項」を「同条第十項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に、「又は第四項から第六項まで」を「又は第五項から第九項まで」に、「第四項又は第五項」を「第五項又は第六項」に、「同条第九項」を「同条第十二項」に、「同条第十項及び第十一項」を「同条第
二 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうち他の事業者と共同して当該違反行為をしたものが、当該他の事業者と共同して当該違反行為をした全期間（当該報告及び資料の提出を行った日からさかのぼり五年以内の期間に限る。）において、当該他の事業者と相互に子会社等の関係にあつたこと。 三 当該二以上の事業者のうち、当該二以上の事業者のうち他の事業者と共同して当該違反行為をした者でないものについて、次のいずれかに該当する事実があること。 イ その者が当該二以上の事業者のうち他の事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させ、かつ、当該他の事業者が当該譲渡又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。 ロ その者が、当該二以上の事業者のうち他の事業者から当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継し、かつ、当該譲受け又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。	に對抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。 第七条の二第六項の次に次の二項を加える。 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項中「百分の十」とあるのは「百分の十五」と、「百分の三」とあるのは「百分の四・五」と、「百分の二」とあるのは「百分の三」と、第五項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の一・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・五」とする。ただし、当該事業者が、次項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。 一 単独で又は共同して、当該違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかつた者 二 単独で又は共同して、他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し当該違反行為に係る商品若しくは役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した者 三 前二号に掲げる者のほか、単独で又は共同して、次のいずれかに該当する行為であつて、当該違反行為を容易にすべき重要なものをした者 イ 他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又	は唆すこと。 ロ 他の事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率、取引の相手方その他当該違反行為の実行としての事業活動について指定すること（専ら自己の取引について指定することを除く。）。 第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、第七項各号のいずれか及び前項各号のいずれかに該当する者であるときは、第一項中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」と、第五項中「百分の四」とあるのは「百分の八」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の二・四」と、「百分の一」とあるのは「百分の二」とする。 第七条の二第三項の次に次の一項を加える。 事業者が、私的独占（他の事業者の事業活動を排除することによるもの）に限り、第二項の規定に該当するものを除く。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。第二十七項において「違反行為期間」という。）における、当該行為に係る一定の取引分野において当該事業者が供給した商品又は役務（当該一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者に供給したものを除く。）及び当該一定の取引分野	において当該商品又は役務を供給する他の事業者において当該商品又は役務を供給する他の事業者が供給した当該商品又は役務（当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給する当該他の事業者が当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。）の政令で定める方法により算定した売上額に百分の六（当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。 第八条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項から第四項までを削る。 第八条の二第一項及び第二項中「前条第一項」を「前条」に改める。 第八条の三中「第三項から第五項まで、第七項から第十三項まで、第十七項、第十八項及び第二十一項」を「第三項、第五項、第六項（ただし書を除く。）、第十項から第十八項まで（第十三項第二号及び第三号を除く。）、第二十二項、第二十三項及び第二十七項に」、「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項本文」に改め、「次項に該当する場合を除き」を削り、「同条第七項」を「同条第十項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に、「又は第四項から第六項まで」を「又は第五項から第九項まで」に、「第四項又は第五項」を「第五項又は第六項」に、「同条第九項」を「同条第十二項」に、「同条第十項及び第十一項」を「同条第

十三項各号列記以外の部分中「第一項に規定する違反行為をした事業者」とあるのは「次条第一号（不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。）又は第二号（不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。）の規定に違反する行為をした事業者団体の特定事業者」と、「二以上の事業者」とあるのは「二以上の特定事業者」と、「第一号に該当し、かつ、第二号又は第三号のいずれかに該当する」とあるのは「第一号に該当する」と、「行つた事業者」とあるのは「行つた特定事業者」と、「一の事業者」とあるのは「一の特定事業者」と、同項第一号中「二以上の事業者」とあるのは「二以上の特定事業者」と、「事業者」とあるのは「特定事業者」と、「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者」と、同条第十五項及び第十六項に、「同条第十二項を「同条第十七項」に、「行つた」とあるのは「当該特定事業者が行つた」を（「当該事業者」とあるのは「当該特定事業者（当該特定事業者」に改め、「当該特定事業者」との下に、「及び当該事業者」とあるのは「他の特定事業者」と、「他の事業者」とあるのは「他の特定事業者」と、「二以上の事業者」とあるのは「二以上の特定事業者」とを加え、「他の事業者」とあるのは「他の」を「対し（当該事業者」とあるのは「対し（当該特定事業者」と、「以外の事業者」とあるのは「以外の」に、「同条第十三項を「同条第十八項」に、「同条第十七項及び第十八項中「第四項から第六項まで、第八項、第九項又は第十四項」とあるのは「第四項、第五項、第八項又は第九項」を「同条第二十二項中

「第一項又は第四項」とあるのは「第一項」と、「第五項、第六項」と、「第十二項又は第十九項」とあるのは「又は第十二項」と、同条第二十三項中「第四項から第九項まで」とあるのは「第五項、第六項」と、「第十二項又は第十九項」とあるのは「又は第十二項」と、同条第二十七項中「実行期間（第四項に規定する違反行為については、違反行為期間）」とあるのは「実行期間」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 株式の保有、役員の兼任、合併、分割、株式移転及び事業の譲受け

第九条第五項第二号中「次条第二項」を「次条第三項及び第四項」に改め、同条第六項中「前項」を「第四項」に改め、同条第五項の次に次の二項を加える。

前二項において「子会社」とは、会社がその株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

前項の場合において、会社が有する議決権並びに会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百四十七條第一項又は第百四十八條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第九条第四項を削る。

第十条第二項を次のように改める。

会社であつて、その国内売上高（国内において供給された商品及び役務の価額の最終事業年度における合計額として公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）と当該会社が属する企業結合集団（会社及び当該会社の子会社並びに当該会社の親会社であつて他の会社の子会社でないもの及び当該親会社の子会社（当該会社及び当該会社の子会社を除く。）から成る集団をいう。以下同じ。）に属する当該会社以外の会社等（会社、組合（外国における組合に相当するものを含む。以下この条において同じ。）その他これらに類似する事業体をいう。以下この条において同じ。）の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額（以下「国内売上高合計額」という。）が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（以下この条において「株式取得会社」という。）は、他の会社であつて、その国内売上高と当該他の会社の子会社の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（以下この条において「株式発行会社」という。）の株式の取得をしようとする場合（金銭又は有価証券の信託に係る株式について、自己が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合において、受託者に株式発行会社の株式

の取得をさせようとする場合を含む。）において、当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権の数と、当該株式取得会社の属する企業結合集団に属する当該株式取得会社以外の会社等（第四項において「当該株式取得会社以外の会社等」という。）が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数の割合が、百分の二十を下回らない範囲内において政令で定める数値（複数の数値を定めた場合にあつては、政令で定めるところにより、それぞれの数値）を超えることとなるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該株式の取得に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

第十条第三項中「国内の会社が有する議決権には、」を「当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について受託者に指図を行うことができるものに限る。）に、当該株式取得会社が銀行業又は保険業を営む会社（保険業を営む会社にあつては、公正取引委員会規則で定める会社を除く。）次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）であり、かつ、他の国内の会社（銀行業又は保険

官 報 (号 外)

業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社を除く。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。の株式の取得をしようとする場合における当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる株式に係る議決権及び当該株式取得会社が第一種金融商品取引業を営む会社であり、かつ、業務として株式の取得をしようとする場合における当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる株式に係る議決権を含まないものとし、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権で、自己が、委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（公正取引委員会規則で定める議決権を除く。次項において同じ。）及び」に改める。

第十條第四項を次のように改める。

第二項の場合において、当該株式取得会社以外の会社等が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について受託者に指図を行うことができるものに限る。）、当該株式取得会社以外の会社等が銀行業又は保険業を営む会社である場合における当該株式取得会社以外の会社等が所有する他の国内の会社の株式に係る議決権及び当該株式取得会社以外の会社等が第一種金融商品取引業を営む会社である場合における当該株式取得会社以外の会社等が業務として所有する株式に係る議決権を含まないものとし、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る

議決権で、自己が、委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの及び社債、株式等の振替に関する法律第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

合を含む。）には、当該組合の親会社（当該組合に二以上の親会社がある場合にあっては、当該組合の親会社のうち他のすべての親会社の子会社であるものをいう。以下この項において同じ。）が、そのすべての株式の取得をしようとするものとみなし、会社の子会社である組合の組合財産に株式発行会社の株式が属する場合（会社の子会社である組合の組合財産に属する金銭又は有価証券の信託に係る株式について、当該組合の組合員の全員が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合を含む。）には、当該組合の親会社が、そのすべての株式を所有するものとみなし、第二項の規定を適用する。

会社の子会社である組合（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（次条第一項第四号において単に「投資事業有限責任組合」という。）及び有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合並びに外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するもの（以下この項において「特定組合類似団体」という。）に限る。以下この項において同じ。）の組合員（特定組合類似団体の構成員を含む。以下この項において同じ。）が組合財産（特定組合類似団体の財産を含む。以下この項において同じ。）として株式発行会社の株式の取得をしようとする場合（金銭又は有価証券の信託に係る株式について、会社の子会社である組合の組合員の全員が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合において、受託者に株式発行会社の株式の取得をさせようとする場

合を含む。）には、当該組合の親会社（当該組合に二以上の親会社がある場合にあっては、当該組合の親会社のうち他のすべての親会社の子会社であるものをいう。以下この項において同じ。）が、そのすべての株式の取得をしようとするものとみなし、会社の子会社である組合の組合財産に株式発行会社の株式が属する場合（会社の子会社である組合の組合財産に属する金銭又は有価証券の信託に係る株式について、当該組合の組合員の全員が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合を含む。）には、当該組合の親会社が、そのすべての株式を所有するものとみなし、第二項の規定を適用する。

第二項及び前項の「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している会社等として公正取引委員会規則で定めるものをいう。

第二項及び第五項の「親会社」とは、会社等の経営を支配している会社として公正取引委員会規則で定めるものをいう。

第二項の規定による届出を行つた会社は、届出受理の日から三十日を経過するまでは、当該届出に係る株式の取得をしてはならない。ただし、公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、当該期間を短縮することができる。

公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規

定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとする場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間（公正取引委員会が株式取得会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で定めるところにより必要な報告、情報又は資料の提出（以下この項において「報告等」という。）を求めた場合においては、前項の届出受理の日から百二十日を経過した日とすべての報告等を受理した日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間）内に、株式取得会社に対し、第四十九条第五項の規定による通知をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該届出に係る株式の取得に関する計画のうち、第一項の規定に照らして重要な事項が当該計画において行われることとされている期限までに行われなかつた場合
二 当該届出に係る株式の取得に関する計画のうち、重要な事項につき虚偽の記載があつた場合

前項第一号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、同号の期限から起算して一年以内に前項本文の通知をしなければならない。

第十一条第一項第五号中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改

め、同条第二項中「国内の」を削り、「総資産合計額が百億円」を「国内売上高合計額が二百億円」に、「総資産合計額が十億円」を「国内売上高合計額が五十億円」に改め、同項ただし書中「次の各号の」に該当する場合を「すべての合併会社が同一の企業結合集団に属する場合」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

第十條第八項から第十項までの規定は、前項の規定による届出に係る合併の制限及び公正取引委員会がする第十七條の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十條第八項及び第十項中「株式の取得」とあるのは「合併」と、同條第九項中「株式の取得」とあるのは「合併」と、「が株式会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「合併会社」と読み替えるものとする。

第十五條第四項から第七項までを削る。

第十五條の二第二項中「国内の」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、すべての共同新設分割をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。

第十五條の二第二項第一号中「総資産合計額が百億円」を「国内売上高合計額が二百億円」に、「総資産合計額が十億円」を「国内売上高合計額が五十億円」に改め、同項第二号中「総資産合計額が百億円」を「国内売上高合計額が二百億円」に、「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円」を「国内売上高が三十億円」に改め、

同項第三号中「総資産合計額が十億円」を「国内売上高合計額が五十億円」に、「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高」を「国内売上高」に改め、同項第四号中「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高」を「国内売上高」に、「十億円」を「三十億円」に改め、同条第三項中「国内の」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、すべての吸収分割をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。

第十五條の二第三項第一号中「総資産合計額が百億円」を「国内売上高合計額が二百億円」に、「総資産合計額が十億円」を「国内売上高合計額が五十億円」に改め、同項第二号中「総資産合計額が十億円」を「国内売上高合計額が五十億円」に、「総資産合計額が百億円」を「国内売上高合計額が二百億円」に改め、同項第三号中「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高」を「国内売上高」に、「総資産合計額が十億円」を「国内売上高合計額が五十億円」に改め、同項第四号中「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円」を「国内売上高が三十億円」に、「総資産合計額が百億円」を「国内売上高合計額が二百億円」に改め、同条第七項中「前条第五項から第七項まで」を「第十條第八項から第十項まで」に、「第二項及び第三項（前項において読み替えて準用する場合を含む）」を「前二項」に、「前条第五項及び第七項中「合併」を「第十條第八項及び第十項中「株式の取得」に、「同条第六項中「合併」を「同条第九

項中「株式の取得」に、「共同新設分割又は吸収分割に」を「共同新設分割又は吸収分割」に、「合併会社」を「が株式取得会社」に、「共同新設分割を」を「が共同新設分割を」に、「会社」と読み替える。を「会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「共同新設分割をしようとし、又は吸収分割をしようとする会社」と読み替える」に改め、同条第四項から第六項までを削り、同条の次に次の一条を加える。

第十五條の三 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共同株式移転（会社が他の会社と共同してする株式移転をいう。以下同じ。）をしてはならない。

一 当該共同株式移転によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

二 当該共同株式移転が公正な取引方法によるものである場合

会社は、共同株式移転をしようとする場合において、当該共同株式移転をしようとする会社のうち、いずれか一の会社に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該共同株式移転に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならぬ。ただし、すべての共同株式移転をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合

は、この限りでない。

第十條第八項から第十項までの規定は、前項の規定による届出に係る共同株式移転の制限及び公正取引委員会がする第十七條の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十條第八項及び第十項中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、「が株式取得会社」とあるのは「が共同株式移転をしようとする会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「共同株式移転をしようとする会社」と読み替えるものとする。

第十六條第二項中「総資産合計額が百億円」を「国内売上高合計額が二百億円」に改め、「第五項において「譲受会社」という。」を削り、「二」を「いずれかに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、事業等の譲受けをしようとする会社及び当該事業等の譲渡をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。

第十六條第二項第一号中「総資産の額が十億円」を「国内売上高が三十億円」に改め、「国内の」を削り、同項第二号中「国内の」を削り、「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円」を「国内売上高が三十億円」に改め、同条第六項中「第十五條第五項から第七項まで」を「第十條第八項から第十項まで」に、「第二項（前項において読み替えて準用する場合を含む）」を「前

項に、「第十五条第五項及び第七項中「合併」を「第十条第八項及び第十項中「株式の取得」に、「同条第六項中「合併」を「同条第九項中「株式の取得」に、「に」と、「合併会社のうち少なくとも一の会社に」とあり、及び「合併会社」を」と、「株式取得会社」に、「事業又は事業上の固定資産の譲受けをしようとする会社」を「事業又は事業上の固定資産の譲受けをしようとする会社」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第十七条の二第一項中「第十五条の二第二項」の下に、「第十五条の三第一項」を加える。

第十八条第一項中「(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。及び第五項を)及び同条第三項において読み替えて準用する第十条第八項」に改め、同条第二項中「(これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。並びに同条第七項を)並びに同条第四項」に、「第十五条第五項」を「第十条第八項」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の規定は、第十五条の三第二項及び同条第三項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して会社が共同株式移転をした場合に準用する。この場合において、第一項中「合併の無効の訴え」とあるのは、「共同株式移転の無効の訴え」と読み替えるものとする。

第二十条第一項中「手続に従い」の下に、「事業者に対し」を加え、第五章中同条の次に次の六条を加える。

第二十条の二 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反す

る行為(第二条第九項第一号に該当するものに限る。)をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。)における、当該行為において当該事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者に対し供給した同号イに規定する商品又は役務と同一の商品又は役務(同号ロに規定する違反行為にあつては、当該事業者が同号ロに規定する他の事業者以下この条において「拒絶事業者」という。)に対し供給した同号ロに規定する商品又は役務と同一の商品又は役務(当該拒絶事業者が当該同一の商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。)、拒絶事業者がその供給を拒絶し、又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者に対し当該事業者が供給した当該同一の商品又は役務及び拒絶事業者が当該事業者に対し供給した当該同一の商品又は役務)の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。))を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項(同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を

含む。次条から第二十条の五までにおいて同じ。若しくは第七条の二第四項の規定による命令(当該命令が確定している場合に限る。第二十条の四及び第二十条の五において同じ。)、第七条の二第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 当該行為に係る事件について第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日(次条から第二十条の五までにおいて「調査開始日」という。)からさかのぼり十年以内に、前条の規定による命令(第二条第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者(当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。))又は第六十六条第四項の規定による審決(原処分全部を取り消す場合における第二条第九項第一号に係るものに限る。次号において同じ。))を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、前条の規定による命令若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者

第二十条の三 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為(第二条第九項第二号に該当するものに限る。)をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。)における、当該行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。))を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項若しくは次条の規定による命令(当該命令が確定している場合に限る。)、第七条の二第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 調査開始日からさかのぼり十年以内に、第二十条の規定による命令(第二条第九項第二号に係るものに限る。次号において同じ。若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者(当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。))又は第六十六条第四項の規定による審決(原処分全部を取り消

す場合における第二条第九項第二号に係るものに限り、次号において同じ。)を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、第二十条の規定による命令若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者

第二十条の四 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為(第二条第九項第三号に該当するものに限る。)をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。)における、当該行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。)を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七

条の二第一項若しくは第四項の規定による命令、同条第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定によ

る審決を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 調査開始日からさかのぼり十年以内に、第二十条の規定による命令(第二条第九項第三号に係るものに限る。次号において同じ。)若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、第二十条の規定による命令若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者又は第六十六条第四項の規定による審決を受けたことがある者

第二十条の五 事業者が、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為(第二条第九項第四号に該当するものに限る。)をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。)における、当該行為において当該

事業者が供給した同号に規定する商品の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、卸売業を営む場合は百分の一とする。)を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該行為に係る行為について第七條の二第一項若しくは第四項の規定による命令、同条第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 調査開始日からさかのぼり十年以内に、第二十条の規定による命令(第二条第九項第四号に係るものに限る。次号において同じ。)若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者(当該審決が確定している場合に限る。次号において同じ。)

二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、第二十条の規定による命令若しくはこの条の規定による命令を受けたことがある者又は第六十六条第四項の規

定による審決を受けたことがある者

第二十条の六 事業者が、第十九条の規定に違反する行為(第二条第九項第五号に該当するもの)であつて、継続してするものに限る。)をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間(当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日)からさかのぼつて三年間とする。)における、当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額(当該行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合は当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した購入額とし、当該行為の相手方が複数ある場合は当該行為のそれぞれの相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。)に百分の一を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

第二十条の七 第七條の二第二十二項から第二十五項まで及び第二十七項の規定は、第二十条の二から前条までに規定する違反行為が行われた場合に準用する。この場合において、第七條の二第二十二項中「第一項又は第四項」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六まで」と、「第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」とあるのは「これら」と、同

条第二十三項中「第一項、第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」とあるのは「第二十條の二から第二十條の六まで」と、同条第二十四項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第二十條の二から第二十條の六まで」と、「並びに当該法人が受けた第一項(第二項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第四項の規定による命令、第十八項及び第二十一項の規定による通知並びに第五十一條第二項の規定による審決(以下この項及び次項において「命令等」という。)は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び次項と、「前各項及び次項」とあるのは「第二十條の七において読み替えて準用する前二項及び次項並びに第二十條の二から第二十條の六まで」と、同条第二十五項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第二十條の二から第二十條の六まで」と、「違反行為及び当該法人が受けた命令等」とあり、及び「違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等」とあるのは「違反行為」と、「前各項」とあるのは「第二十條の七において読み替えて準用する前三項及び第二十條の二から第二十條の六まで」と、「第一項(第二項において読み替えて準用する場合を含む。)中「当該」とあるのは「第二十條の二から第二十條の六までの規定中「当該」と、「特定事業承継子会社等(第二十五項に規定する特定事業承

継子会社等をいう。以下同じ。)に對し、この項(次項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して」と、第四項中「当該事業者に對し」とあるのは「特定事業承継子会社等に對し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して」とあるのは「特定事業承継子会社等に對し、この條の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して」と、「第二十二項」とあるのは「第二十條の七において読み替えて準用する第二十項」と、「受けた特定事業承継子会社等」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等(第二十條の七において読み替えて準用する第二十五項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。)と、同条第二十七項中「実行期間(第四項に規定する違反行為については、違反行為期間)の終了した日」とあるのは「当該行為がなくなつた日」と読み替えるものとする。

第二十四條中「第八條第一項第五号」を「第八條第五号」に改める。

第二十五條第一項中「第八條第一項を「第八條」に改める。

第二十六條第一項中「第八條第一項第一号」を「第八條第一号」に改める。

第四十三條の二 公正取引委員会は、この法律に相當する外国の法令を執行する当局(以下この條において「外国競争当局」という。)に對し、そ

の職務(この法律に規定する公正取引委員會の職務に相當するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。ただし、当該情報の提供を行うことが、この法律の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

公正取引委員會は、外国競争当局に對し前項に規定する情報の提供を行うに際し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- 一 当該外国競争当局が、公正取引委員會に對し、前項に規定する情報の提供に相當する情報の提供を行うことができること。
- 二 当該外国において、前項の規定により提供する情報のうち秘密として提供するものについて、当該外国の法令により、我が国と同じ程度の秘密の保持が担保されていること。
- 三 当該外国競争当局において、前項の規定により提供する情報が、その職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されないこと。

第一項の規定により提供される情報については、外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

第五十條第一項中「含む。」の下に「若しくは第四項又は第二十條の二から第二十條の六まで」を加える。

第五十一條第一項中「含む。」を「含む。次項及び第三項において同じ。」又は第四項」に改め、同条第二項中「納付命令」を「第七條の二第一項又は

第四項の規定による納付命令」に改め、同条第三項中「納付命令に係る審判手続」を「第七條の二第一項又は第四項の規定による納付命令に係る審判手続」に、「同項本文」を「第一項本文」に、「納付命令に係る審判の」を「同条第一項又は第四項の規定による納付命令に係る審判の」に、「納付命令に係る課徴金」を「同条第一項又は第四項の規定による納付命令に係る課徴金」に改める。

第五十九條第二項中「第八條第一項第一号」を「第八條第一号」に改め、同項第一号中「排除措置命令」の下に「(当該納付命令を受けた者と同一の者に対するものに限る。)」を加える。

第六十六條第四項中「第八條第一項」を「第八條」に改め、「第十五條の二第一項」の下に「第十五條の三第一項」を加える。

第七十條の十第二項中「公正取引委員會は」の下に「第一項の金額を還付する場合には当該金額の納付があつた日の翌日から起算して一月を経過する日の翌日から」を加え、「当該金額」を「当該金額」に改め、「翌日から」の下に「それぞれ」を加え、同条に第一項として次の一項を加える。

公正取引委員會は、第七條の二第二十五項(第二十條の七において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により第七條の二第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第四項又は第二十條の二から第二十條の六までの規定による課徴金の納付を命じた場合において、これらの規定による納付命令に基づき既に納付された金額で、還付すべきものがあるとき(第五十一條第四項又は次項に規

定する場合を除く。）は、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

第七十条の十三第一項中「第八条第一項」を「第八条」に改め、「第十五条の二第一項」の下に、「第十五条の三第一項」を加える。

第七十条の十五に後段として次のように加える。

この場合において、公正取引委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、事件記録の閲覧又は謄写を拒むことができない。

第七十条の十五に次の一項を加える。

公正取引委員会は、前項の規定により謄写をさせる場合において、謄写した事件記録の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる。

第七十一条及び第七十二条中「第二条第九項」を「第二条第九項第六号」に改める。

第八十三条の三の次に次の四条を加える。

第八十三条の四 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人

も、その提示された書類の開示を求めることができない。

裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く）、使用人その他の従業者をいう。次条第一項において同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

前三項の規定は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

第八十三条の五 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の迫行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲覧又は同号に規定する証拠の取調べ若

しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され、若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ、若しくは取り調べられるべき証拠（前条第三項の規定により開示された書類を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の迫行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 秘密保持命令を受けるべき者
- 二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実
- 三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達が行われた時から、効力を生ずる。

秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第八十三条の六 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合にあつては、秘密保持命令を発した裁判所）に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

第八十三条の七 秘密保持命令が発せられた訴訟（すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手續を行つた者が当該訴訟において秘密保持命令を受けてい

ない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者(その請求をした者を除く。第三項において同じ。)に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間(その請求の手續を行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手續を行つた者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

第八十四条第一項中「訴が」を「訴えが」に改め、「遅滞なく」を削り、「因つて」を「よつて」に、「求めなければならない」を「求めることができる」に改める。

第八十九条第一項中「三年」を「五年」に改め、同項第二号中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める。

第九十条第一号中「第八条第一項第二号」を「第八条第二号」に改め、同条第二号中「第八条第一項第三号」を「第八条第三号」に改める。

第九十一条を次のように改める。

第九十一条 第十一條第一項の規定に違反して株

式を取得し、若しくは所有し、若しくは同条第二項の規定に違反して株式を所有した者又はこれらの規定による禁止若しくは制限につき第七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第九十一条の二第一号を削り、同条第二号中「第九条第五項」を「第九条第四項」に改め、同条を同条第一号とし、同条第三号中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号中「同条第四項において準用する場合を含む。」を削り、「報告書を提出せず」を「届出をせず」に、「報告書を提出した者」を「届出書を提出した者」に改め、同条を同条第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

四 第十條第八項の規定に違反して株式の取得をした者

第九十一条の二第五号中「同条第四項において読み替へて準用する場合を含む。」を削り、同条第六号中「第十五条第五項」を「第十五条第三項において読み替へて準用する第十條第八項」に改め、同条第七号中「これらの規定を同条第六項において読み替へて準用する場合を含む。」を削り、同条第八号中「第十五条の二第七項」を「第十五条の二第四項」に、「第十五条第五項」を「第十條第八項」に改め、同条第十一号を同条第十三号とし、同条第十号中「第十六条第六項」を「第十六条第三項」に、「第十五条第五項」を「第十條第八項」に改め、同条を同条第十二号とし、同条第九号中「同条第五項において読み替へて準用する場合を含む。」を削り、同条を同条第十一号とし、同条

第八号の次に次の二号を加える。

九 第十五条の三第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

十 第十五条の三第三項において読み替へて準用する第十條第八項の規定に違反して共同株式移転による設立の登記をした者

第九十三条中「十万円」を「百万円」に改める。

第九十四条の二の次に次の一条を加える。

第九十四条の三 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第九十五条第一項第二号中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改め、同項第三号中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改め、「(第三号を除く。)」を削り、同条第二項第二号中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改め、同項第三号中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改め、「第九十一条第四号若しくは第五号(第四号に係る部分に限る。)、第九十一条の二第一号」を削り、同条第三項中「前項を」第二項に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し

て三億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

第一項又は第二項の規定により第八十九条の違反行為につき法人若しくは人又は団体に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

第九十五条に次の一項を加える。

第三項の規定により前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第九十五条の二中「第三号を除く。」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第八条の改正規定、第八条の二第一項及び第二項の改正規定、第八条の三の改正規定(「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める部分に限る。)、第二十四条、第二十五条第一項及び第二十六条第一項の改正規定、第四十三条の次に一条を加える改正規定、第五十九条第二項の改正規定(「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める部分に限る。)、第六十六条第四項の改正規定(「第八条第一項」を「第八条」に改める部分に限る。)、第七十条の十三第一項の改正規定(「第八条第二項」を「第八条」に改める部分に限る。)、第七十条の十五に後段を加える改正規定、同条に一項を加える改正規定、第八十四

条第一項の改正規定、第八十九条第一項第二号の改正規定、第九十条の改正規定、第九十一条の改正規定(同条第一号を削る部分に限る。)、第九十三条の改正規定並びに第九十五条の改正規定(同条第一項第三号中「(第三号を除く。)」を削る部分、同条第二項第三号中「第九十一条第四号若しくは第五号(第四号に係る部分に限る。)、第九十一条の二第一号」を削る部分(第九十一条の二第一号に係る部分を除く。))及び第九十五条第三項中「前項を」第二項に改め、同条第二項の次に二項を加える部分を除く。並びに附則第九条、第十四条、第十六条から第十九条まで及び第二十條第一項の規定、附則第二十一条中農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四の改正規定並びに附則第二十三條及び第二十四條の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(排除措置に関する経過措置)

第二条 改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧独占禁止法」という。))第二条第九項各号に該当する行為であつて、施行日前に既になくなつてゐる行為を排除するために必要な措置については、なお従前の例による。

3 旧独占禁止法第二条第九項各号に該当する行為であつて、施行日前に開始され、施行日以後も行われている行為のうち施行日前に係るものを排除するために必要な措置については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際その行為がなくなつた日から三年を経過している違反行為については、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新独占禁止法」という。))第七条第二項(新独占禁止法第八条の二第二項及び第二十條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定にかかわらず、新独占禁止法第七条第二項に規定する措置を命ずることができない。

(課徴金に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際その実行期間(旧独占禁止法第七条の二第二項(同条第二項及び旧独占禁止法第八条の三において読み替へて準用する場合を含む。))に規定する実行期間をいう。))の終了した日から三年を経過している旧独占禁止法第七条の二第二項若しくは第二項又は第八条の三に規定する違反行為については、新独占禁止法第七条の二第二十七項の規定にかかわらず、課徴金の納付を命ずることができない。

第五条 新独占禁止法第七条の二第四項又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為についてこれらの規定による課徴金の納付を命ずる場合において、当該違反行為が施行日前に開始され、施行日以後になつたものであるときは、当該違反行為のうち施行日前に係

るものについては、課徴金の納付を命ずることができない。

第六条 新独占禁止法第七条の二第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が同条第八項各号に規定する行為に相当する行為をし、かつ、施行日前に既に当該行為がなくなつてゐる場合における当該行為に係る違反行為についての課徴金の額の計算については、同項及び同条第九項の規定を適用しない。

2 新独占禁止法第七条の二第一項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が同条第八項各号に規定する行為に該当する行為をした場合(施行日以後にした場合に限る。))における当該行為に係る違反行為のうち施行日前に係るものについての課徴金の額の計算については、同項及び同条第九項の規定を適用しない。

3 新独占禁止法第七条の二第二十四項の規定は、旧独占禁止法第七条の二第一項若しくは第二項に規定する違反行為をした事業者(会社以外の法人に限る。))が施行日前に合併により消滅した場合における合併後存続し、又は合併により設立された法人及び当該違反行為をした事業者(会社に限る。))が施行日前に合併により消滅した場合における合併後存続し、又は合併により設立された会社以外の法人については、適用しない。

4 新独占禁止法第七条の二第二十五項(新独占禁止法第二十条の七において読み替へて準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定は、施行日以後に新独占禁止法第七条の二第一項、第二項若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は新独占禁止法第二百二条第一項に規定する処分が行われた場合(当該処分が行われなかつたときは、当該違反行為について新独占禁止法第五十条第六項において読み替へて準用する新独占禁止法第四十九条第五項の規定による通知(以下「事前通知」という。))が行われた場合)における新独占禁止法第七条の二第二十五項に規定する特定事業承継子会社等について適用する。

(審決及び納付命令に関する経過措置)

第七条 新独占禁止法第七条の二第一項(同条第二項において読み替へて準用する場合を含む。以下この項において同じ。))又は第四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、同条第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は新独占禁止法第二百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内(当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内)に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十五号)による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「平成十八年一月改正前独占禁止法」と

いう。)第七条の二第一項の規定による命令を受けたことがあるとき(当該命令についての審判手続の開始を請求することなく平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条の二第五項に規定する期間を経過している場合に限る。)又は平成十八年一月改正前独占禁止法第五十四条の二第一項の規定による審決を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)は、当該命令又は審決を新独占禁止法第七条の二第一項の規定による命令であつて確定しているものとみなして、同条第七項及び第九項の規定を適用する。

2 新独占禁止法第七条の二第七項及び第九項の規定は、同条第四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、当該違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は新独占禁止法第二百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内(当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内)に、旧独占禁止法第七条の二第六項第一号に規定する命令、通知若しくは審決又は同項第二号に規定する命令、通知若しくは審決を受けたことがある者である場合における当該課徴金の額の計算についても、適用する。

(審決及び排除措置命令に関する経過措置)
第八条 新独占禁止法第二十条の二の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十

七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内(当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内)に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新独占禁止法第二十条第九項第一号に規定する行為に相当するものに限る。)について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新独占禁止法第二十条第九項第一号に規定する行為に相当するものに限る。)について旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき(当該命令が確定している場合に限る。)若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限る。)を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の二の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

2 新独占禁止法第二十条の三の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内(当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以

内)に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新独占禁止法第二十条第九項第二号に規定する行為に相当するものに限る。)について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新独占禁止法第二十条第九項第二号に規定する行為に相当するものに限る。)について旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき(当該命令が確定している場合に限る。)若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限る。)を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の三の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

3 新独占禁止法第二十条の四の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内(当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内)に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新独占禁止法第二十条第九項第三号に規定する行為に相当するもの

に限る。)について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新独占禁止法第二十条第九項第三号に規定する行為に相当するものに限る。)について旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき(当該命令が確定している場合に限る。)若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限る。)を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の四の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

4 新独占禁止法第二十条の五の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について新独占禁止法第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日からさかのぼり十年以内(当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内)に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新独占禁止法第二十条第九項第四号に規定する行為に相当するものに限る。)について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたこと

があるとき(当該審決が確定している場合に限る。)(又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新独占禁止法第二条第九項第四号に規定する行為に相当するものに限る。))について旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき(当該命令が確定している場合に限る。)(若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決(原処分)の全部を取り消す場合のものに限る。)(を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。))は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の五の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

(事業者団体届出に関する経過措置)

第九条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前に生じた旧独占禁止法第八条第二項から第四項までに規定する事業者団体の成立、届出に係る事項の変更及び解散に係る届出については、なお従前の例による。

(株式の取得又は所有に関する経過措置)

第十条 新独占禁止法第十条第二項及び第八項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後に行う株式の取得について適用し、同日前行う株式の取得又は所有については、なお従前の例による。

(合併、分割又は事業等の譲受けに関する経過措置)

第十一条 旧独占禁止法第十五条第二項(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)

む。)、第十五条の二第二項若しくは第三項(これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)(又は第十六条第二項同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)(の規定によりされた届出であつて、この法律の施行の際旧独占禁止法第十五条第五項本文(旧独占禁止法第十五条の二第七項又は第十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)(に規定する三十日の期間又は旧独占禁止法第十五条第五項ただし書(旧独占禁止法第十五条の二第七項又は第十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)(の規定により短縮された期間を経過していないものについては、なお従前の例による。)

2 施行日から起算して三十日を経過するまでに合併、共同新設分割、吸収分割又は事業等の譲受け(以下この項において「合併等」という。))をしようとする場合において、この法律の施行の際現に旧独占禁止法第十五条第二項(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)、第十五条の二第二項若しくは第三項(これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)(又は第十六条第二項(同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)(の規定により当該合併等に関する計画を届け出なければならぬとされていなかったときについては、なお従前の例による。)

(共同株式移転に関する経過措置)

第十二条 新独占禁止法第十五条の三第二項及び

同条第三項において読み替えて準用する新独占禁止法第十条第八項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日前行う共同株式移転については、適用しない。

(合併又は分割の無効の訴えに関する経過措置)

第十三条 施行日前に旧独占禁止法第十五条第二項(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)(及び第五項又は第十五条の二第二項及び第三項(これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。))並びに同条第七項において読み替えて準用する旧独占禁止法第十五条第五項の規定に違反して会社が合併、共同新設分割又は吸収分割をしたときにおける合併、共同新設分割又は吸収分割の無効の訴えについては、なお従前の例による。

(利害関係人の閲覧謄写請求手続に関する経過措置)

第十四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前に旧独占禁止法第七十条の十五の規定によりされた事件記録の閲覧又は謄写の求めに対する処分については、なお従前の例による。

(文書提出命令の特則についての経過措置)

第十五条 新独占禁止法第八十三条の四から第八十三条の七までの規定は、施行日以後に提起された訴えについて適用し、施行日前に提起された訴えについては、なお従前の例による。

(求意見制度についての経過措置)

第十六条 新独占禁止法第八十四条第一項の規定

は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に提起された私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えについて適用し、同日前行に提起された同条の規定による損害賠償に関する訴えについては、なお従前の例による。

2 新独占禁止法第八十四条第二項において準用する同条第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に提起された訴えにおいて相殺のために裁判上主張された私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償の請求について適用し、同日前行に提起された訴えにおいて相殺のために裁判上主張された同条の規定による損害賠償の請求については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。次条において同じ。)(の施行前に旧独占禁止法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新独占禁止法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新独占禁止法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条から第十一条までの規定によりなお従前

の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十条 政府は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の審判手続に係る規定について、全面にわたって見直すものとし、平成二十一年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新独占禁止法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新独占禁止法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(農業協同組合法の一部改正)

第二十一条 農業協同組合法の一部を次のように改正する。

第十一条の四十七第一項第七号及び第十二条の四十九第一項第五号中「第九条第五項第一号」を「第九条第四項第一号」に改める。

第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める。

(金融商品取引法等の一部改正)

第二十二條 次に掲げる法律の規定中「第九条第

五項第一号」を「第九条第四項第一号」に改める。

一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十九条の四第一項第五号二及び第五十六条の二第一項

二 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二十二号)第五十三条の十八第一項第二号

三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条の三第一項第七号及び第一百条の三第一項第六号

四 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第四条の二第一項第三号

五 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の二十一第一項第三号

六 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六条の二の四第一項

七 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第一百条第一項第五号ホ

八 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十八条の三第一項第三号

九 保険業法(平成七年法律第五号)第二条第十六項

十 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第七十二条第一項第十号

十一 信託業法(平成十六年法律第五十四号)第五条第二項第九号

十二 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第三十九条第一項第八号

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)

第二十三条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第七条の三中「第八条第一項」を「第八条」に、「前条第一項」を「第七条の二第一項」に改める。

(中小企業等協同組合法等の一部改正)

第二十四条 次に掲げる法律の規定中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める。

一 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第七十五条の二

二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二十七号)第十條

三 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成十四年法律第一号)第二條第四項

(下請代金支払遅延等防止法の一部改正)

第二十五条 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第二十条」の下に「及び第二十条の六」を加える。

(銀行法の一部改正)

第二十六条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

「第九条第四項第一号」に改める。

第三十条第四項中「営業を「事業」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「新法第五十条第六項」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下この条並びに附則第七条及び第八条において「新独占禁止法」という。第五十条第六項)に、「新法第四十九條第五項」を「新独占禁止法第四十九條第五項」に、「施行日前に開始」を「平成十八年一月四日前に開始」に、「施行日以後」を「同日以後」に、「施行日前に係る」を「同日前に係る」に改め、同条第二項中「新法」を「新独占禁止法」に、「施行日前に開始」を「平成十八年一月四日前に開始」に、「施行日以後」を「同日以後」に、「施行日前に係る」を「同日前に係る」に改め、同条第四項中「新法第七條の二第十四項本文」を「新独占禁止法第七條の二第十九項本文」に、「施行日以後」を「平成十八年一月四日以後」に、「施行日前」を「同日前」に改め、同条第五項中「新法第七條の

第二十四項ただし書を「新独占禁止法第七條の第二十九項ただし書」に、「から第六項まで、第八項若しくは第九項を」から第九項まで、第十一項若しくは第十二項に改め、同条第六項中「新法」を「新独占禁止法」に改める。

附則第六條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第六條 削除

附則第七條の前の見出しとして「審決及び納付命令に関する経過措置」を付する。

附則第七條第三項中「施行日」を「平成十八年一月四日」に、「新法」を「新独占禁止法」に、「第三項」を「第五項」に改める。

附則第八條中「施行日」を「平成十八年一月四日」に、「新法」を「新独占禁止法」に改める。

投票者氏名

日程第一 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(津田弥太郎君外八名発議)

賛成者氏名

一三〇名

足立 信也君 相原久美子君
青木 愛君 浅尾慶一郎君
家西 悟君 池口 修次君
石井 一君 一川 保夫君
犬塚 直史君 岩本 司君
植松恵美子君 梅村 聡君
小川 勝也君 小川 敏夫君

大石 尚子君 大石 正光君
大久保 勉君 大久保潔重君
大島九州男君 大塚 耕平君
岡崎トミ子君 加賀谷 健君
加藤 敏幸君 風間 直樹君
金子 恵美君 神本美恵子君
亀井亜紀子君 亀井 郁夫君
川合 孝典君 川上 義博君
川崎 稔君 木俣 佳丈君
北澤 俊美君 工藤堅太郎君
郡司 彰君 小林 正夫君
行田 邦子君 輿石 東君
今野 東君 佐藤 公治君
佐藤 泰介君 櫻井 充君
自見庄三郎君 芝 博一君
島田智哉子君 下田 敦子君
主濱 了君 榎葉賀津也君
鈴木 寛君 鈴木 陽悦君
田中 康夫君 田名部匡省君
高嶋 良充君 高橋 千秋君
武内 則男君 谷 博之君
谷岡 郁子君 千葉 景子君
シルン マルティン君 津田弥太郎君
辻 泰弘君 外山 斎君
徳永 久志君 轟木 利治君
富岡由紀夫君 友近 聡朗君
那谷屋正義君 内藤 正光君
直嶋 正行君 中谷 智司君
中村 哲治君 長浜 博行君

西岡 武夫君 羽田雄一郎君
長谷川憲正君 白 眞勲君
林 久美子君 姫井由美子君
平田 健二君 平野 達男君
平山 幸司君 広田 一君
広中和歌子君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
藤谷 光信君 藤本 祐司君
藤原 正司君 藤原 良信君
舟山 康江君 前川 清成君
前田 武志君 牧山ひろえ君
増子 輝彦君 松井 孝治君
松浦 大悟君 松岡 徹君
松野 信夫君 円 より子君
水戸 将史君 水岡 俊一君
峰崎 直樹君 森田 邦彦君
森 ゆうこ君 森田 高君
築瀬 進君 柳澤 光美君
柳田 稔君 山下八洲夫君
山根 隆治君 横峯 良郎君
吉川 沙織君 米長 晴信君
蓮 舩君 井上 哲士君
市田 忠義君 紙 智子君
小池 晃君 大門実紀史君
仁比 聡平君 山下 芳生君
近藤 正道君 福島みずほ君
洲上 貞雄君 又市 征治君
山内 徳信君 糸数 慶子君
川田 龍平君 田中 直紀君

反対者氏名

一〇二名

愛知 治郎君 青木 幹雄君
秋元 司君 有村 治子君
石井 準一君 石井みどり君
泉 信也君 磯崎 陽輔君
市川 一朗君 岩城 光英君
岩永 浩美君 衛藤 晟一君
尾辻 秀久君 岡田 直樹君
岡田 広君 荻原 健司君
加治屋義人君 加納 時男君
神取 忍君 川口 順子君
河合 常則君 木村 仁君
岸 宏一君 岸 信夫君
北川イツセイ君 小池 正勝君
小泉 昭男君 佐藤 昭郎君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
椎名 一保君 島尻安伊子君
末松 信介君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関口 昌一君
田村耕太郎君 伊達 忠一君
谷川 秀善君 塚田 一郎君
中川 雅治君 中川 義雄君
中曽根弘文君 中村 博彦君
中山 恭子君 二之湯 智君
西島 英利君 西田 昌司君
野村 哲郎君 南野知恵子君
長谷川大紋君 橋本 聖子君
林 芳正君 藤井 孝男君
古川 俊治君 松田 岩夫君
松村 祥史君 松村 龍二君

松山 政司君	丸川 珠代君	石井 一君	一川 保夫君	那谷屋正義君	内藤 正光君	市川 一朗君	岩城 光英君
丸山 和也君	水落 敏栄君	犬塚 直史君	岩本 司君	直嶋 正行君	中谷 智司君	岩永 浩美君	衛藤 晟一君
溝手 顕正君	森 まさこ君	植松恵美子君	梅村 聡君	中村 哲治君	長浜 博行君	尾辻 秀久君	岡田 直樹君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君	小川 勝也君	小川 敏夫君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君	岡田 広君	荻原 健司君
山崎 正昭君	山田 俊男君	大石 尚子君	大石 正光君	長谷川憲正君	白 眞勲君	加治屋義人君	加納 時男君
山谷えり子君	山本 一太君	大久保 勉君	大久保潔重君	林 久美子君	姫井由美子君	神取 忍君	川口 順子君
山本 順三君	吉田 博美君	大島九州男君	大塚 耕平君	平田 健二君	平野 達男君	河合 常則君	木村 仁君
吉村剛太郎君	義家 弘介君	岡崎トミ子君	加賀谷 健君	平山 幸司君	広田 一君	岸 宏一君	岸 信夫君
若林 正俊君	脇 雅史君	加藤 敏幸君	風間 直樹君	廣中和歌子君	福山 哲郎君	北川イッセイ君	小池 正勝君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君	金子 恵美君	神本美恵子君	藤末 健三君	藤田 幸久君	小泉 昭男君	佐藤 昭郎君
浮島とも子君	加藤 修一君	亀井亜紀子君	亀井 郁夫君	藤谷 光信君	藤本 祐司君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君
風間 昶君	草川 昭三君	川合 孝典君	川上 義博君	藤原 正司君	藤原 良信君	椎名 一保君	島尻安伊子君
木庭健太郎君	澤 雄二君	北澤 俊美君	木俣 佳文君	舟山 康江君	前川 清成君	末松 信介君	鈴木 政二君
白浜 一良君	谷合 正明君	郡司 彰君	工藤堅太郎君	前田 武志君	牧山ひろえ君	世耕 弘成君	関口 昌一君
西田 実仁君	浜田 昌良君	行田 邦子君	小林 正夫君	増子 輝彦君	松井 孝治君	田村耕太郎君	伊達 忠一君
浜四津敏子君	弘友 和夫君	今野 東君	興石 東君	松浦 大悟君	松岡 徹君	谷川 秀善君	塚田 一郎君
松 あきら君	山口那津男君	佐藤 泰介君	佐藤 公治君	松野 信夫君	松岡 より子君	中川 雅治君	中川 義雄君
山下 栄一君	山本 香苗君	自見庄三郎君	櫻井 充君	水戸 将史君	水岡 俊一君	中曾根弘文君	中村 博彦君
山本 博司君	渡辺 孝男君	島田智哉子君	下田 敦子君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君	森田 邦彦君	二之湯 智君
鰐淵 洋子君	荒井 広幸君	主濱 了君	榛葉賀津也君	森 進君	柳澤 光美君	西島 英利君	西田 昌司君
大江 康弘君	松下 新平君	鈴木 寛君	鈴木 陽悦君	築瀬 進君	山下八洲夫君	野村 哲郎君	南野知恵子君
渡辺 秀央君	山東 昭子君	田中 康夫君	田名部匡省君	柳 稔君	横峯 良郎君	林 芳正君	橋本 聖子君
日程第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に 関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、 衆議院送付)							
賛成者氏名							
足立 信也君	二二〇名	辻 泰弘君	津田弥太郎君	青木 幹雄君	秋元 司君	松村 龍二君	松山 政司君
青木 愛君	相原久美子君	徳永 久志君	外山 斎君	浅野 勝人君	有村 治子君	丸川 珠代君	丸山 和也君
家西 悟君	浅尾慶一郎君	富岡由紀夫君	森木 利治君	石井 準一君	石井みどり君	水落 敏栄君	溝手 顕正君
	池口 修次君	友近 聡朗君	友近 聡朗君	泉 信也君	磯崎 陽輔君	森 まさこ君	矢野 哲朗君

平成二十一年六月三日 参議院会議録第二十六号 質問主意書及び答弁書

反対者氏名

井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	小池 晃君
大門実紀史君	仁比 聡平君
山下 芳生君	近藤 正道君
福島みずほ君	洲上 貞雄君
又市 征治君	山内 徳信君
糸数 慶子君	川田 龍平君

四名

山内 俊夫君	山崎 正昭君
山田 俊男君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
義家 弘介君	若林 正俊君
脇 雅史君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	白浜 一良君
谷合 正明君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 博司君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
荒井 広幸君	大江 康弘君
松下 新平君	渡辺 秀央君
山東 昭子君	田中 直紀君

調理師免許に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年五月十九日

牧山ひろえ

参議院議長 江田 五月殿

調理師免許に関する質問主意書

調理師免許は、調理師法に基づき、調理師養成施設を卒業した者及び二年以上調理の業務に従事した後調理師試験に合格した者に対し、都道府県知事により与えられている。調理、栄養及び衛生に関する知識及び技能を有する調理師は、国民の食生活の向上などにおいて重要な役割を果たしている。

そこで、調理師免許について、以下質問する。

一 調理師法において、「調理の業務に従事する調理師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない」とされている。年末年始の繁忙期に届出を求めることは調理師免許を保持する飲食業者らに過大な負担となることが指摘されており、例えば届出時期を十月に変更するなど、調理師への一定の配慮を求めるところであるが、政府の認識を示されたい。

二 この届出受理業務は都道府県から委託を受けた団体が行うケースが多い。この届出受理業務に係る事業費は都道府県により異なり、平成十八年度予算ベースで埼玉県では三百二十二万円、滋賀県では四十五万円、宮城県では八万七千円など、地域間にはばらつきがある。

届出受理業務に係る事業費の算定にあたっては、国が一定の基準を設け、各都道府県の実情に合わせた額を算出すべきであると考えるが、政府の認識を示されたい。

三 食の安全という観点から飲食店の在り方を考える場合、衛生法規、栄養学、食品学、公衆衛生学、食品衛生学等の専門知識を持つ調理師免許保有者が食品の調理を行うべきであるとの意見がある。この点に関して政府の認識を示されたい。

四 調理師免許の有資格者間において、調理に関する知識・技能の差が生じている。有資格者に対する定期的な教育の場を創設することを望む声があるが、政府の認識を示されたい。

右質問する。

平成二十一年五月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員牧山ひろえ君提出調理師免許に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出調理師免許に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省としては、御指摘のような指摘がされていることを踏まえ、インターネットを利用した方法により届出様式を入手しやすくするなど、届出負担を軽減するための措置について現在検討しているところである。

二について

御指摘の届出受理事務が都道府県の自治事務であることにかんがみると、その事業費については、各都道府県において地域の実情に応じた適正な額を算出すべきものであると考えている。

三について

政府としては、既に食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施しているところであり、必ずしも業として調理を行うことが出来る者を調理師に限定する必要があるとは考えていない。

四について

お尋ねについては、調理師の資質の向上に資するため、厚生労働省においては、調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第八条の三に基づき調理技術の審査を実施しているところであり、都道府県等においては、必要な研修等が行われているものと承知している。

建設業退職金共済制度に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年五月二十一日

加賀谷 健

参議院議長 江田 五月殿

建設業退職金共済制度に関する質問主意書

建設業退職金共済制度は建設現場で働く日雇い労働者の雇用と生活を守るため、中小企業退職金共済法に基づき国によって作られた退職金制度と理解している。しかし、独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部(以下「建設共」という。)は膨大な剰余金を留保する一方、建設会社による共済証紙購入費の目的外使用や、四十万人にも及ぶ退職金未払いの可能性など、その運用の問題点がたびたび指摘されている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 建設共のホームページに掲載されている資産運用残高及び利回り状況(建設共・給付経理)によると、資産額は機構設立の平成十五年以降、概ね横ばいで平成十九年度末は八千七百二十三億九千三百万円となっている。この額は、建設共として適正と考えるか。適正とすればその根拠を併せて示されたい。

二 平成二十年度末の資産総額見込み額はいくらか。また見込み額が提示されない場合、前年度末と比べ増額、減額どちらになるか示されたい。

三 建設共給付経理における利益剰余金については、平成十九年十一月十五日の衆議院総務委員会でも剰余金の額の大きさが問題として指摘されている。政府の答弁では、平成十八年度末は八百二十一億円で、厚生労働省ホームページによると平成十九年度末は七百六億円となっている。平成二十年度末の決算は本年六月末までに厚生労働省に提出されると承知しているが、その見込み額を示されたい。また見込み額が提示できない場合、平成十九年度末と比較し、増額となるのか、減額となるのか見通しを示されたい。

四 利益剰余金のあるべき姿に関しては、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会等で検討されていると聞いているが、前述の衆議院総務委員会での質疑以降、これまでどのような検討がされ、どのような結論が出たのか、部会の開催日ごとに示されたい。また、結論が出ていないとすればいつ頃結論を出すのか。

五 建設共のホームページによると「共済契約者である事業主が共済手帳の交付の手続きを取っていないということであれば、事業主(共済契約者)を指導します」としている。直近五年間の指導件数を年または年度ごとに示されたい。

六 平成十年七月六日付けの読売新聞大阪版は「ゼネコン、証紙代流用の疑い 建設労働者の退職金共済券配布確認十一% 大阪」の見出しで、大阪府や大阪市の調査で共済証紙購入費相

当額として工事請負費に計上された三億六千万円のうち、実際に労働者に証紙が渡ったのは一%の三千九百万円だけだったとし、「労働省は『問題が大きい』として所管の特殊法人を通じて、全国規模の実態調査をする」と報じている。政府は当時、この報道を受けて実際に全国規模の調査を実施したのか。調査していればその概要を、調査していなければその理由を示されたい。また、このようなゼネコンによる着服の現状はどのようになっているのか。根絶されているというのであれば、何を根拠にそのようなことが言えるのか。

七 建設共と業務委託先とはオンライン化されており、リアルタイムで共済契約者管理データを把握できるシステムが確立されていると聞いている。このシステムの初期投資額と年ごとのランニングコスト、システムの納入メーカーを明らかにされたい。

八 平成十九年十月二十四日の衆議院厚生労働委員会、建設現場労働者の退職金が四十一万人分未払いとなっている可能性があることが明らかにになり、舛添厚生労働大臣は「実態調査を今、一生懸命やらせていますけれども、今のようないふうに申し上げておきたい」と調査への取り組みを約束している。その後、未払い分の正確な実態は把握できたのか。できたとすれば、その結果を明らかにされたい。また、調査が終了していないとすればなぜ時間がかかっているか、今日までどのような調査を行い、いつまでに実態を把握し明らかにできるのか示されたい。さらに、前述の共済契約者管理データベースをこの調査に活用すれば速やかに実態が把握できるのではないかと懸念するが、なぜそうならないのか。

九 掛金の納付の月数が二十四カ月以上で、かつ、過去三年間以上手帳の更新実績がない被共済者の最新の人数を示されたい。

十 厚生労働省独立行政法人評価委員会が平成二十年八月二十七日付けで発表した「独立行政法人勤労者退職金共済機構の中期目標期間の業務実績の最終評価結果」によると、前述システムを活用し共済手帳の更新を二年間行っていない共済契約者に対し要請文書を送付し、さらに「履行の意思あり」と回答した共済契約者のうち二年後においても履行の改善がみられない共済契約者に対し再度要請文を送付しているとされている。所要請件数は十八年度三千五十二件、十九年度千四百五十六件とされているが、所要請をした共済契約者のその後の履行状況はどのようなになっているのか。また、それでも履行されていない共済契約者に対し、どのような取り組みをしているのか。さらに、要請文を送付したうち、「履行の意思なし」等と回答した件数は平成十六年度以降平成十九年度まで各々何件か。その共済契約者に対してはどのような働きかけをし、どのような成果があったのかそれぞれ明らかにされたい。

十一 平成十四年十一月五日付けで厚生労働大臣から総務大臣あてに出された「特殊法人に関する行政評価・監視の結果(勧告)に基づく改善措置状況について(回答)」によると、共済証紙による掛金納付方式の見直し策としてICカードや磁気カードを活用した口座引き落とし方式など検証を行っている、としている。しかし、前述「独立行政法人勤労者退職金共済機構の中期目標期間の業務実績の最終評価結果」では「新方式の導入は時期尚早」とし、「制度の適正な履行に全力を挙げて取り組む」としている。新方式のモニター実験には総額でいくらかかったのか。この経費は結局全くの無駄になったということか。また、なぜ「時期尚早」だったのか。

「制度の適正な履行に全力を挙げて取り組むため、具体的にどのような対応をしているのか。」
十二 共済手帳への共済証紙の未貼付について、掛金収納額(累計)と共済手帳への共済証紙貼付の確認額(累計)との差額は、平成十八年度末で千二百八十二億円と承知しているが、最新の額はいくらか。

右質問する。

平成二十一年五月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員加賀谷健君提出建設業退職金共済制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加賀谷健君提出建設業退職金共済制度に関する質問に対する答弁書

一について

独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)は、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号。以下「法」という。)第七十八条第一項の規定に基づいて作成した基本方針に沿って、業務上の余裕金を運用しており、御指摘の建設業退職金共済制度(法第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約に係る退職金共済制度のうち建設業に係るものをいう。以下同じ。)における給付経理の資産額は、適正なものであると考えている。

二及び三について

平成二十年年度の貸借対照表等の財務諸表については、いまだ機構から提出を受けていないが、少なくとも同年度の国際金融情勢等の影響にかんがみれば、お尋ねの資産及び利益剰余金はいずれも減少となるものと考えている。

四について

御指摘の部会については、これまで平成二十年九月五日、同年十月二十一日及び平成二十一年三月二日に開催し、利益剰余金の在り方に関する検討を行っているところである。これまでの審議において、利益剰余金については、その原資が被共済者の退職金の支給のために事業主が納付した掛金、運用益等であることにかんがみると、本来被共済者に還元されるべき性格のものであるが、平成十九年度に損失を計上した

こと、市場の低迷が長期化する可能性があること及び建設労働者の福祉の増進を図るため事業の安定的な運営が肝要であることにかんがみると、現時点においては、積極的に取り崩す状況にはないという共通認識が示されているところである。

また、その結論を得る時期については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成十九年十二月二十四日閣議決定)における措置期限が原則として平成二十二年末とされていることにかんがみ、遅くともそれまでに措置できるよう、結論を出していただくこととなると考えている。

五について

機構から聴取したところによると、御指摘の指導は被共済者からの相談等に基づき事実関係を確認した上で必要に応じて口頭により随時行われているものであることから、その合計件数をお示しすることは困難とのことである。

六について

御指摘の報道がされたことも踏まえ、平成十七年七月から、特殊法人勤労者退職金共済機構において、どの程度の元請事業主が下請事業主を選定するに当たり建設業退職金共済制度への加入を指導しているか、どの程度の発注者が下請事業主の当該制度への加入を指導するよう元請事業主に指導しているか、及びどの程度の下請事業主が元請事業主から共済証紙を受領しているかについて、全国調査を実施したものである。同年十二月に取りまとめられた調査結果に

よると、していると答えた者の割合はそれぞれ十・六パーセント、三十二・四パーセント及び三十三・九パーセントであった。

機構から聴取したところによると、平成十六年に実施した同様の全国調査において、していると答えた者の割合はそれぞれ四十八・三パーセント、五十二・四パーセント及び五十八・六パーセントであったとのことであり、このような改善状況にかんがみれば、共済証紙の貼付状況についても改善されてきていると考えている。

七について

機構から聴取したところによると、御指摘のシステムに要した初期費用は千七百三十二万五千円であり、そのランニングコストの契約額は、平成十六年度から平成十九年度までが年間二百六十八万九千六百八十円、平成二十年度が百三十三万四千五百五十円であり、当該システムは株式会社アイネスが納入したとのことである。

八について

機構から聴取したところによると、前回の更新から三年を経過することとなった被共済者について、その住所を把握し、就労の現況等を確認した上で、必要に応じて共済手帳を更新し、又は退職金を請求するよう要請する手続(以下「調査」という。)を行っているところであり、平成十九年度においては、三万九千四十七件中、共済手帳の更新に至ったものが三千八百五十三

件、退職金の支給に至ったものが二千五百七件あったことである。さらに、今年度以降も調査を継続して行うとともに、これまで対象とならなかった被共済者についても同様の調査を行うこととしていることである。

また、調査の対象の抽出には被共済者管理システムを活用しているところであるが、被共済者の住所の把握等については個々の確認作業が必要となることから、調査には一定の時日を要するものと考えている。

九について

お尋ねの人数は、平成二十年三月末時点において四十一万三千六百十三人である。

十について

機構から聴取したところによると、平成十八年度及び平成十九年度に再要請を行った共済契約者のうち履行を確認することができたものの数は、それぞれ千二百二十五件及び二百十六件のことであり、再要請を行ってもなお共済契約者が履行しない場合には、共済契約を解除する旨を通告することとしていることである。

また、御指摘の要請文に対して「履行の意思なし」と回答した共済契約者数は、平成十六年度が五千八百九十三件、平成十七年度が五百四十二件、平成十八年度が千八百九十七件、平成十九年度が千四百十六件とのことであり、「履行の意思なし」と回答した共済契約者に対しては、建設業退職金共済契約解除申請書を送付し、それを機構に提出するよう要請しているが、その結果、適正な履行に至る場合もあると

のことである。

十一について

お尋ねの費用は八千六百六十九万円であるが、当該支出については、機構に設置された「建退共制度における掛金納付方法のあり方検討会」において、新たな掛金納付方式の導入に係る実務的な問題点の整理及びその解決策の検討を行うために必要なものであったと考えている。

また、機構から聴取したところによると、新たな掛金納付方式の導入の前提となるＩＣカードの普及状況、導入のための費用負担等にかんがみ、同検討会においては「時期尚早」とであるとの意見があったものであり、共済証紙の貼付が適切に行われるよう、共済手帳及び共済証紙の受払簿を普及させるための共済契約者に対する指導等に取り組んでいるとのことである。

十二について

お尋ねの差額は、平成二十年三月末において千二百五十八億円である。

「二〇〇年安心」という年金制度に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年五月二十一日

参議院議長 江田 五月殿

加賀谷 健

「二〇〇年安心」という年金制度に関する質問主意書

平成十六年の年金制度改革で、与党や政府は「二〇〇年安心」「百年後も絶対大丈夫」と国民に明言した。しかし、厚生労働省が民主党の要求によりまとめ今月一日に明らかにした試算によると、ケースによってはマクロ経済スライドの調整機能が実質的に機能せず、二十二年後の平成四十三年度に厚生年金の積立金が枯渇する見通し」としている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 公明党は平成十五年十一月九日付け読売新聞に「二〇〇年安心の年金へ」と銘打って広告を出し、その中で「現在約一四七兆円ある『年金積立金』を活用し、一〇〇年間の老後の安心を保障します」と公約している。直近の年金積立額はいくらか。また、その増減の主な理由を示されたい。

二 自民党も平成十六年六月発行の「年金改革一緒に考えませんか。」で、「こうした改革により、おおむね一〇〇年を見通した長続きする年金制度をつくりまします」と有権者に約束している。さらに同年四月七日の衆議院厚生労働委員会、森英介厚生労働副大臣は年金制度改革に関し「百年後も絶対大丈夫ということを示し上げます。」と答弁しているが、麻生総理ならびに現政府も同様の見解か、現状においても「百年安心」と言い切るのか問いたい。また、先に述べた厚生労働省の「平成四十三年度に厚生年金の積立金が枯渇する」可能性があるとしてい

の論拠を示されたい。

三 社会保険庁のホームページの中の「国民年金って何?」には「公的年金制度は絶対につぶれない。そのわけは・・・」と題し「負担と給付の調整を行えば大丈夫です」などと述べている。先の厚生労働省の試算にあてはめると、マクロ経済スライドの調整が機能しない中で平成四十三年度の「負担と給付」はどのように調整するのか。また、その額はそれぞれどうなるのか。

四 前述ホームページの「公的年金制度は絶対につぶれない」という表記は絶対間違いがないのか。間違いはないというのであれば、その根拠を具体的に示されたい。さらに、この表記については削るべきと考えるが、政府の方針を示されたい。

右質問する。

平成二十一年五月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員加賀谷健君提出「二〇〇年安心」という年金制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加賀谷健君提出「二〇〇年安心」という年金制度に関する質問に対する答弁書

書

一について

お尋ねの直近の年金積立金の額については、平成十九年度末において簿価ベース（年金特別会計の厚生年金勘定及び国民年金勘定の積立金

の決算額の合計をいう。以下同じ。)で約百三十五兆円、時価ベース(簿価ベースに、年金積立金管理運用独立行政法人における運用収益を加えたものをいう。)で約百三十九兆円である。年金積立金の額は、御指摘の約百四十七兆円と比べて減少しているが、その主な理由は、年金給付に充てるための年金積立金の取崩しである。二から四までについて

平成二十一年二月二十三日に公表した国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの基本ケースにおいてお示ししているとおり、今後、急速な少子高齢化が進む中でも、おおむね百年程度を見通して、長期的な給付と負担の均衡が維持される仕組みとなっている現行制度においては、長期的な財政の均衡が保たれる見通しである。

また、御指摘の社会保険庁ホームページの記載については、このような見通しを踏まえているものであり、これを削除することは考えていない。

なお、御指摘の「今月一日に明らかにした試算」は、民主党からの御依頼に従い、将来にわたって物価上昇率がマイナス〇・二パーセント、名目賃金上昇率がマイナス〇・七パーセントとなるという前提に基づいて機械的に試算を行ったものであり、将来にわたって、経済がこのようなマイナス成長を続けるという前提は現実的でないと考ええる。

二〇〇九年三月二十三日のFDX八〇便事故についての事故原因究明に関する質問主意書の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年五月二十一日
福島みずほ

参議院議長 江田 五月殿

二〇〇九年三月二十三日のFDX八〇便事故についての事故原因究明に関する質問主意書

二〇〇九年三月二十三日、成田空港でフェデックス社の貨物機FDX八〇便(MD11型機)が着陸に失敗する事故が発生し、二人の米国人パイロットが亡くなった。

私は、平成十九年五月二十三日付で、一九九七年六月八日のJAL七〇六便事故についての事故原因究明に関する質問主意書を提出し、回答を得ている。この質問主意書において、私はMD11型機の耐空性について深刻な疑問を提起したところである。

今回の同型機による深刻な死亡事故の再発を受けて、この二つの事故の原因究明に当たっての基本方針と、当該便に使用されていたMD11型機の耐空性について、以下質問する。

一 事故の状況について

FDX八〇便の事故は、偶然にもNHKの空港カメラに事故の大部分が撮影されており、何度にもニュース等で流された。非常にショック

で、かつ極めて貴重な映像である。同機は一旦接地した直後に跳ね上がり、再度接地した際に左側に傾き、左翼が破壊され、横転、転覆し、大破、炎上したものである。

これを英語では「Bounced Landing」といい、日本語に訳すと「飛び跳ねながら着陸する」とでもいうのであろうが、とにかく「異常な着陸だった」訳である。今回の事故は、単独事故で終わったが、地上にいる他の航空機に衝突していた可能性も大いにあり得た訳であり、犠牲になった二人のパイロットだけの問題ではないように強く感じる。まず、この事故における当該事故機の挙動とパイロットの操作との関係、その他事故原因と直接、間接に関係すると思われる、現在までに判明している客観的な事実、状況を説明されたい。

二 FDX一四便事故に係る調査の必要性について

今回の成田での事故と全く同じといってよいような事故が、一九九七年七月に米国のニューアーク空港でも発生している。この時も一回接地し、バウンドし、再度接地した際に右主脚が破壊され、右側に傾き、最後には仰向けになってしまった、という事故である。機種も同じMD11型機、運航会社も同じフェデックス社で、FDX一四便であった。

この時の事故原因は米国運輸安全委員会(NTSB)の調査によれば、「パイロットのオーバークントロールであり、ゴアアラウンド(着

陸を一旦中止して、上昇し、再び着陸をやり直すべきだった」とされている。つまり「パイロットミスであった」という訳である。

しかし、FDX一四便事故の事故機には同種の事故歴があり、一九九四年一月には今回と同じようにバウンドし、二回目に接地した時に大きなGを記録した。また、一九九四年十一月にも同様の事故を起こし、大修理を行った経緯がある。「本当にパイロットミスであったのか」という疑問も湧いてくる。

そこで、FDX八〇便事故の事故原因の究明に当たっては、FDX一四便事故と類似のインシデントについて、徹底的な調査が必要であると考えるが、如何か。

三 CAL六四二便事故に係る調査の必要性について

また、他社の事例でも一九九九年八月には、香港にて、チャイナエアラインのCAL六四二便が「ハードランディング(激しく接地すること)」により大きなGが発生し、翼が破壊され、爆発、炎上し、やはり転覆、大破した「例も発生している。とにかく、MD11型機は事故が多く、その事故発生率は、他の大型機に比べると三十倍になる。このCAL機事故についても調査の必要があると考えるが、如何か。

四 国土交通省に対する公益通報(整理番号〇八〇八三一B一〇〇〇〇一)の事実について

実は、MD11型機のJAL七〇六便事故の事故原因と耐空性に関して、日本航空航空機関士

である渡部(わたなべ)氏は、二〇〇八年八月二十日には原藤日本航空インターナショナル運輸本部長に対し、二〇〇八年八月三十一日には国土交通省公益通報窓口に対し、①当該機長の裁判の第一審判決では、「機長による操縦入力以外の原因でピッチ変化の方向が変えられた可能性がある」と認定されている、②ピッチ変動は三秒周期である、③事故当時の人間工学ハンドブック(一九六九年版、金原出版、2、5、8、制御動作における人間の能力限界項)によると、このピッチ変動について、「変動する目標を制御する際、人間には制御限界があり、三秒周期の目標は制御不能である」旨のデータがある、④このデータに基づく、「JAL七〇六便が遭遇したピッチ変動、機首の上下運動は、当該機長も含めた人間には制御不能であったのではないか?」、⑤さらに「このような容易に知りうる事が出来る重要なデータに基づいて、どうして耐空性の適否が検討されていないのか?」「不作為、悪意ではないのか?」といった内容の通報を行っている。このような公益通報が行われた事実を確認できるか。

五 公益通報に関する調査について

四の公益通報を受けて、国としてどのような調査を行い、どのような回答を行ったか。また、国として日本航空に対し、調査の指示を行ったか。指示を行ったとすれば、これに対する回答を明らかにされたい。指示を行わなかったとすれば、その理由を説明されたい。

六 JAL七〇六便事故の事故原因再調査の必要性について

先に提出した質問主意書において詳述したとおり、一九九七年六月、日本航空所有のMD11型機、JAL七〇六便が三重県上空、約五千メートルで急激な機首上げに続いて異常な上下動、ピッチ変動に陥る、という事故が発生した。この事故をめぐる「パイロットミス」として、当該機の機長の過失責任を問う裁判が延々と五年間も行われた訳であるが、結果は無罪、事故原因は不明ということとなっている。また、この事故に関しても、当該機長本人、あるいは機長の所属する日本航空機長組合等からは「真の事故原因を明らかにする為に、再調査をすべき」との声も上がっている。今回のMD11型機の事故の再発や渡部氏の公益通報をふまえ、JAL七〇六便事故についても事故原因を徹底的に再調査する必要があると考えるが、如何か。

七 MD11型機の飛行特性の不安定さについて

「飛行特性が不安定である、着陸が困難である」というが、MD11型機の機体自体はDC10型機を使用しており、大きな変更としては「二人乗りとする為に操縦室をハイテク化し、水平尾翼をDC10型機に比べて約三〇%小さくして抵抗を減少させ、コンピューター制御によりかなり重心位置を後方にして運航することにした。この水平尾翼を小さくしたお陰で「経済性は向上した」訳であるが、その反面「操縦安定

性が不安定になった」(これは、機首の上下動を安定させることが困難となった、という意味)と言われ、このような欠点をコンピューターで補完する設計となっている。そして、「水平尾翼が小さくなると、ピッチ変動が生じた際や着陸時のように細かな制御をする際に、減衰力が小さくなり過ぎたり、エレベーターの効果が悪くなったりといった弊害も出てくる」とされている。

今回のFDX八〇便事故の事故調査に当たって、このようなMD11型機の飛行特性の不安定さと水平尾翼を小さくしたことによる飛行特性に対する影響について、徹底的な調査と検討を加えるべきであると考えるが、如何か。

八 耐空性審査要領と人間工学ハンドブックのデータについて

一九九七年当時において耐空性審査要領第三部6-2-5-6では「通常の運用中又は故障の生じた際のいかなる飛行状態においても、操縦者の調整可能範囲内で飛行機に危険な荷重を与え、又は飛行経路に危険な偏位を与えることのないように設計し、かつ調整しなければならぬ」、同2-6-5では「・・・すべての短周期運動は、次の各条件下で急激に減衰するものでなければならぬ。a 主操縦装置を自由にした場合 b 主操縦装置を固定した場合」と規定されていたと推察するが、確認の上、次の質問に答弁されたい。

1 JAL七〇六便事故の場合、原因は不明だが自動操縦装置が突然解除された。その後、

異常な機首の上下動、振動状態に陥ってしまった。つまり、三秒周期の上下動が五回繰り返された。そして、「三秒周期で変化する目標は人間の能力として制御しきれない、人間の制御限界を超えた振動である」と人間工学ハンドブックに記載されていた。

このような基本的なデータから判断すると、JAL七〇六便が陥った自動操縦装置解除後に発生した機首の上下動、振動状態は制御不能であり、現実には当該機長にも振動を制御しきれなかった。これは、耐空性審査要領第三部6-2-5-6に適合しなかったといえるのではないか。

2 さらに、不可思議な状況として、二〇〇三年にはこの人間工学ハンドブックが新規に発刊され、その中では人間の制御限界についてのデータが大幅に削除されてしまっている。JAL七〇六便が陥った「三秒周期の振動は人間には制御しきれない」という判断の基準となる基礎的データが、削除された形になっているのである。国はこのような改訂に何らかの関与をしたか。

3 さらに、四で言及した第一審判決において、「JAL七〇六が陥ったピッチ角の変化の方向自体は、被告人の意図的な操縦(操縦桿のこと)への入力とは別の原因と考えられる」、「自動操縦装置解除後の機首の上下の繰り返しは、被告人の操縦輪への入力以外の原因が作用した可能性がある」と認定されている。

一方、耐空性審査要領第Ⅲ部2—6—5の規定によると、「当該機長が振動中に操縦桿から手を離したり、操縦桿を固定すれば、当該機が陥った振動状態が急激に減衰しなければならぬ」ことになっている。このような規定があったとするのなら、当然ながらこの規定を満たすか否かについて事故調査の過程で調査、検証がなされたはずであるが、その結果、データを明らかにされたい。また、そういった調査、検証をしなかったのなら、その理由を説明されたい。

4 そして、一九九七年当時、現在ともにMD11型機は「右記の両規定を満たしていた、いる」ことを確認できるのか。

9 再発防止のための事故原因の究明等について
1 成田での事故の際に、ウインドシアが報告されていたとの報道があるが、予断をもって、安易にウインドシアやパイロットミスが原因であるとの結論を導き出すような事故調査をすることは厳に慎むべきであると考えるが、如何か。

2 日本国内に限定しても、MD11型機については三重県沖に続いて、今回成田空港でも、重大な事故が再発したことになる。「MD11型機の操縦はかなり困難であり、それは不安定な飛行特性に起因するものではないか？」とささやかれてきた事実、MD11型機の耐空性についての公益通報さえ寄せられていた事実もある。

FDX八〇便事故の原因究明は運輸安全委

員会において、鋭意進められることと思うが、それに限らず、JAL七〇六便事故の徹底した原因の再究明を行い、ひいてはMD11型機の飛行特性、耐空性への適合性について、根本的な再検討を行うべきであると考えるが、如何か。

3 現状において、MD11型機の耐空証明の再検討を米国連邦航空局(FAA)に強く求めるべきではないかと考えるが、如何か。

また、FAAが耐空性の見直しを認めないとしても、MD11型機に耐空性に適合しない飛行特性があるとすれば、わが国の航空安全行政の独自の立場から、当該型式機の本邦への乗り入れ自体を規制しなければならないと考えるが、如何か。

4 最後に、FDX八〇便事故の原因究明はその結果が重要であるばかりでなく、航空安全にとって再発防止を図ることが極めて重要なケースと考えられるので、意見公述の機会を設けるべきであると考えるが、如何か。
右質問する。

平成二十一年五月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員福島みずほ君提出二〇〇九年三月二十三日のFDX八〇便事故についての事故原因究明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出二〇〇九年三月二十三日のFDX八〇便事故についての事故原因究明に関する質問に対する答弁書一について

御指摘の「FDX八〇便の事故」(以下「本件事故」という。)については、現在、国土交通省運輸安全委員会において調査中であり、「当該事故機の挙動とパイロットの操作との関係」及び「事故原因について何らかの判断を下し得る段階にはないが、国土交通省運輸安全委員会においては、事故発生直後に調査を開始し、現地における機体残骸の状況調査により、胴体はほぼ焼損していること、左主翼は翼根付近で破断していること等を確認した。また、併せて滑走路及びその周辺の痕跡調査、事故当時に関する気象情報の入手、関係者からの口述聴取等を実施するとともに、デジタル式飛行記録装置(以下「DFDR」という。)及び操縦室用音声記録装置(以下「CVR」という。)を回収した。DFDR及びCVRについては、米国家運輸安全委員会の協力を得て、データの読み出しを行い、現在、その他の情報とともに詳細な分析を行っているところである。

今後、必要に応じて、機体残骸等に関して更に詳細な調査を行うとともに、情報の分析を進め、事故原因を究明してまいりたい。

二及び三について
本件事故の原因究明に当たっては、必要に応じて、本件事故と類似の事故等についても調査を行うっていくこととしている。

四及び五について

御指摘の国土交通省の公益通報窓口に対する通報については、通報の内容が公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)第二条第三項に規定する通報対象事実と該当しなかったことから、同法に基づく公益通報としては受理していない。このため、御指摘の渡部氏に対しては、その旨を通知したところであるが、お尋ねの「調査の指示」については行っていない。

六について
御指摘の「JAL七〇六便事故」の原因究明については、運輸省航空事故調査委員会(現在の国土交通省運輸安全委員会)において、飛行特性や気象に関する調査について専門委員を任命するなどにより、事故原因について様々な角度から調査・解析を行った上で、航空工学、航空機の運航・整備、電子工学、航空機構造力学等を専門分野とする委員長及び委員による審議を経て、調査結果を平成十一年十二月十七日に航空事故調査報告書として公表しており、当該事故に関して、その後新たに重大な情報を把握していないことから、現時点では再調査を行う必要があるとは考えていない。

七について

国土交通省運輸安全委員会においては、事故調査を行うに当たって、考え得るすべての面から科学的かつ客観的な調査を行っているところであり、本件事故についても、MD—11型機の飛行特性を含め様々な視点から調査を行っているところである。

八の1について

MD—11型機の耐空性審査要領(昭和四十一年十月二十日付け空検第三百八十一号運輸省航空局長通達)の自動操縦装置系統に関する規定への適合性については、米国の航空当局が当該型式機の型式証明を行った際に、当該規定に対応する連邦航空規則(以下「FAR」という。)の規定への適合性を確認していると承知している。

八の2について

お尋ねの「人間工学ハンドブック」の改訂について、国が関与したとの事実は把握していない。

八の3について

御指摘の「JAL七〇六」と同じ型式機の飛行特性については、当該型式機的设计及び製造を行った者の事務所等へ赴いて調査を行っており、当該型式機が耐空性審査要領の動的安定性に関する規定に適合することを確認しているが、関係データについては事故調査の目的以外には使用しないことを条件に入手したものであるため、お示しすることはできない。

八の4について

MD—11型機の耐空性審査要領の自動操縦装置系統及び動的安定性に関する規定への適合性については、米国の航空当局が当該型式機の型式証明を行った際に当該規定に対応するFARの規定への適合性を確認していると承知しており、また、その後米国の航空当局から当該型式機がFARの当該規定に適合しなくなった旨

が通知されたことはないため、「一九九七年当時、現在ともに」継続して担保されているものと考えている。

九の1について

国土交通省運輸安全委員会においては、事故原因の究明に当たって、客観的かつ多角的な視点からの確に調査を行っていくこととしており、御指摘の「予断をもって、安易にウインドシアやパイロットミスが原因である」との結論を導き出すことは行っていない。

九の2について

御指摘の「JAL七〇六便事故」については、六について述べたとおり、再調査を行う必要があるとは考えておらず、現時点において、「MD11型機の飛行特性、耐空性への適合性について、根本的な再検討を行うべき」とは考えていない。

九の3について

現時点においては、MD—11型機の飛行特性は耐空性審査要領の規定に適合していると考えており、米国の航空当局への「耐空証明の再検討」の要求及び「当該型式機の本邦への乗り入れ」の規制を行うことは考えていない。

九の4について

本件事故に関し、「意見公述」の機会を設ける必要性があるか否かについては、今後、国土交通省運輸安全委員会が事故調査を進める中で判断することとなる。

介護保険制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年五月二十二日

参議院議長 江田 五月殿 水戸 将史

介護保険制度に関する質問主意書

去る二〇〇六年度より介護保険制度の改定が実施され、介護認定基準の見直しが却って介護現場での混乱を招いていると聞いている。また、今年度より介護報酬の改定がなされているものの、当初予測されていた報酬アップにつながらず、やむを得ず補正予算で今後三年間にわたって、その不足分につき補填することになるという。こうした状況に鑑み、以下質問する。

一 介護認定基準の見直しにより、多くの利用者が改正前と身体の状態が変わっていないにもかかわらず、自費で負担しなければ以前と同じサービスを受けることが出来なくなったと指摘している。また介護度によるサービス利用制限の幅も広がったため、サービスの使い勝手が悪くなり、介護現場では制度改正への疑問や、不安、不満が高まっていると聞く。こうした状況をどう把握し、分析しているのか明らかにされたい。

二 三年ごとに見直されてきた介護報酬は、過去二回の改定によってトータル四・七%の減額となっていた。今回初めて三%分の引き上げと

なったが、過去の介護報酬の減額と介護人材の確保を招いたことについての相関関係を、どう分析しているのか。また、三%引き上げることに、当初、平均して二万円程度報酬額がアップすると予想されていた。ところが、それに反してマスコミ調査や一部の報道にもあったように、実際には五千円程度しかアップしていない現状について、どう認識しているのか。

三 今般の補正予算案においては、介護報酬充当のため約四千億円の予算計上がなされている。現時点の報酬額と、今後の三年間の追加支援を勘案した場合、約四千億円の積算根拠を明らかにされたい。

四 介護サービスを提供する立場から、例えば介護現場において必要とされる医療行為を、迅速かつ適切に行っていくことは望ましいことである。昨今の看護師の人材確保といった事態にも対処していくため、介護人材の養成過程においては、特定の医療処置が出来るよう専門的な知識や経験を習得させるべきであると思うが、その必要性についてどう認識しているのか。

五 一般的に施設介護における介護報酬費は、利用者の要介護度を基にして全体の枠が算定されている。他方、利用者や介護職員との配置基準は三対一の比率とされているものの、実際の介護現場では、理論上の配置基準よりも多くの職員配置がされていると聞く。したがって、職員の数を増やせば自ずと職員一人当たりの労務報酬は下げざるを得ず、これがひいては介護職員

離れを助長するといった指摘もある。ここで、前述した介護報酬費と要介護度の関係について、こういった手法や基準をもって、その金額が設定されてきたのか明らかにされたい。

六 現況に照らした場合、前記五の配置基準を二対一くらいまでシフトしつつ、介護報酬費の設定単価をそれに見合つた部分にまで拡大すべきとの意見もあるようだが、こうした意見を採用する考えはないのか。

七 今回の介護報酬の改定により、地域加算の考え方に着手したことは評価できる。しかし、同一地域においても介護サービスの種類によって、地域加算が上がるものもあれば下がるものもある。こうした上下することについての客観的な根拠は何か、明らかにされたい。また例えば、特別区である東京都と、特甲地である横浜市及び川崎市との比較において、それらの上乗せ割合が開いた原因はどこにあるのか、具体的に明らかにされたい。

八 介護保険制度の見直し等により新型特養が主流となる中、入居する利用者の収入区分が四段階に分けられたことによって、施設自体が収入の少ない利用者の経費(居住費および給食費)負担を強いられることとなった。こうした利用者負担分の一部を肩代わりする施設にとっては、経営圧迫の一因のみならず、経営そのものが成り立たなくなるといった危険性も指摘されている。こうした現状についてどう認識しているのか。

か。また、施設側の負担軽減を図る必要性についてどう認識しているのか。

九 また施設運営上、前記八の負担のみならず、独立行政法人福祉医療機構に対する償還金の存在は看過できないものである。昨今の社会情勢や経済状況を加味した上で、その償還期間について延長を含めさらに融通性を持たせるべきであるとの指摘もあるが、こうした考え方を導入することについてどう考えるか。

十 特別養護老人ホームへの入所に対する利用者の希望は、従来型とユニット型を比較した場合には、経済的に従来型を望む声が多いと聞く。ところが現時点では、地方自治体サイドは国の意向を受け従来型の新設に対して許可を与えず、国もまたユニット型を推進していくとの方針に対して、利用者ニーズに対応した政策転換を図るべき時期に来ていると思えるが、どう認識しているか。また、他方でユニット型の利用者負担の軽減を図る必要があるとの指摘についてどう考えるか、明らかにされたい。

平成二十一年六月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員水戸将史君提出介護保険制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水戸将史君提出介護保険制度に関する質問に対する答弁書

一について
今回の要介護認定等の方法の見直しの影響については、今後、「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」において、できるだけ早急に検証を行うこととしている。

また、今回の要介護認定等の方法の見直しにより、要介護状態区分等が変化し、これまで受けていた介護サービスの利用量が変化するのではないかという不安が利用者にあることから、要介護認定等の方法の見直しの影響について検証を実施している期間中、要介護認定等の更新申請者が希望する場合には、従前の要介護状態区分等によるサービス利用も可能となるよう経過措置を設けているところである。

なお、今回の要介護認定等の方法の見直しは、平成十九年度に実施された研究事業及び平成二十年度に実施されたモデル事業の結果も踏まえたものであり、これらの事業の結果においては、従来の要介護状態区分等と比較して、軽度判定された者ばかりではなく、重度に判定された者も同程度に存在する。

二について

平成十九年十二月に社会保障審議会介護給付費分科会介護サービス事業の実態把握のためのワーキングチームが取りまとめた報告においても、介護事業の経営や介護労働者の処遇に影響を与えると考えられる要因については、介護報酬

酬の水準以外にも、介護事業市場の状況、介護サービスのマネジメント、人事労務管理の在り方、労働者市場の状況等様々なものがある」と指摘されており、お尋ねの「過去の介護報酬の減額と介護人材の確保を招いたことについての相関関係」について、その有無を明確に回答することは困難である。

また、厚生労働省としては、仮に今回の介護報酬の引上げ分すべてを常勤換算で約八万人と見込まれる全国の介護職員の給与に充てれば一人当たり月額二万円を超える水準となると考えているが、実際の賃金の引上げ額は、当該介護従事者の雇用形態や事業所の経営状況等により異なってくるものと考えている。

なお、過去の介護報酬の改定率の合計は、マインス四・七パーセントであるが、平成十八年の改定率には、施設における食費及び居住費の自己負担の導入による介護報酬の減額分一・九パーセントが含まれており、これを除くと、マインス二・八パーセントとなる。

三について

平成二十一年度第一次補正予算においては、介護職員の賃金の引上げを実施する事業者に対する助成を行うための基金として、御指摘の四千億円を計上しているが、この額は、平成二十一年度の所要額について、賃金引上げの対象となる介護職員の数を常勤換算で約八万人とし、当該介護職員一人当たりの助成額を月一万五千元として算定するとともに、平成二十二年

度及び平成二十三年度の所要額について、介護サービスの提供量の増大に応じた助成額の増加を見込んで算定し、さらに、これらに事務費を加えて算定したものである。なお、平成二十一年度の事業実施期間は六か月としている。

四について
介護現場において医療の必要性が高まっていることは認識しているが、そもそも、介護職員が「医療処置」を行うことについては、医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）等に基づく規制があり、お尋ねの介護職員の人材養成の在り方については、これらの規制の在り方も含め、検討を行う必要があると考える。

五及び六について
介護保険施設に係る介護報酬については、介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）第四十八条第二項の規定に基づき、施設の種類のごとにサービスに要する平均的な費用の額を勘案して、厚生労働大臣がその算定基準を定めているが、これを定めるに当たっては、入所者の要介護度に応じた介護の手間や実際の職員の配置状況等を勘案しているところであり、御指摘のように、法令上の最低限の人員配置基準である三

対一の職員配置を基礎としているわけではない。
七について
お尋ねの地域区分ごとの介護報酬単価の上乗せ割合については、平成二十年四月に実施した介護事業経営実態調査によって得られたデータを基に、地域区分における人件費水準の違いを踏まえて設定したものであり、御指摘の東京二十三区が該当する特別区と横浜市や川崎市が該当する特甲地の上乗せ割合の違いについても、それぞれの地域区分の人件費水準の違いを反映したものである。

八について
現行の介護保険制度においては、介護保険施設における居住及び食事の提供に係る利用料は、利用者との介護保険施設との間の契約に基づき、決定されるものであるが、低所得者については、その所得に応じて負担限度額を定め、利用料がこれを上回る場合には、基準費用額と負担限度額の差額を限度として補足給付を支給することとしている。したがって、介護保険施設は、少なくとも基準費用額についてまでは、その収入が確保される仕組みとなっており、御指摘の「利用者負担分の一部を肩代わりする施設」については、居住及び食事の提供に基準費用額を上回る経費をかけているものと考えられるが、これは各施設の経営の結果によるものであり、このような施設に対する支援を行う必要性は乏しいものと考ええる。

九について
独立行政法人福祉医療機構においては、長期低利の融資を行っており、その条件は、民間の金融機関による融資と比較しても、有利なものとなっているところ、現時点において、お尋ねのように償還期間を更に延長する等の措置を講じることは考えていない。

十について
厚生労働省としては、特別養護老人ホームにおけるユニット型施設については、入所前までの自宅での生活様式の継続や、より良い生活環境の実現を図る等の観点から、整備を進めていくことが必要であると考えており、第四期介護保険事業計画の策定に当たり改定した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成十八年厚生労働省告示第三百十四号）においても、平成二十六年に於ける特別養護老人ホームの定員数に占めるユニット型施設の定員数の割合を七割以上とするという目標を掲げているところであるが、「従来型の新設」について認可するか否かは、各都道府県が地域の実情を踏まえて判断するものである。

低所得であるユニット型個室の利用者の負担については、利用者に過大なものとならないよう、負担限度額が定められているところである。

沖縄科学技術大学院大学に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年五月二十五日

参議院議長 江田 五月殿 今野 東

沖縄科学技術大学院大学に関する質問主意書

今国会に沖縄科学技術大学院大学法案が提出され、審議されているが、沖縄科学技術大学院大学（以下「学園」という。）の運営に関して不安視する声がある。政府は「大学院大学の設置の準備」をしてきた独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）に對しどのような監督・指導を行ってきたか、以下質問する。

一 機構内部での関係軋轢が伝えられるが、内閣府沖縄振興局はどのような認識をしているか。具体的には三木義郎理事が辞表を提出した事情や東矢フェリー事業推進部長の日本におけるマネジメント経験の有無などについて実情を把握しているか。把握していたなら、どのような指導を行ってきたか。

二 機構は学園がきちんとした大学経営を行うための体制を準備する役割を負っている。そのためには機構自体の運営が透明かつ公正であるべきだと考える。機構の運営状況について以下の四点を明らかにされたい。

1 役員及び職員構成（派遣社員の数を含む。）と給与表

2 管理職の責任範囲を示した組織図

3 東矢フェリイ事業推進部長のプロフィール、及び機構に入った経緯、入って以降の仕事内容と責任範囲、給与(昇給があればそれも)

4 平成十九年一月以降、管理職で職を辞したものの数、管理職名、理由及び同じ時期に機構を退職したもの(派遣社員を含む。)

三 政府は、学園の健全な運営の担保をいかに図るかを考える。

右質問する。

平成二十一年六月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員今野東君提出沖縄科学技術大学院大学に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員今野東君提出沖縄科学技術大学院大学に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「機構内部での関係軋轢」及び「三木義郎理事が辞表を提出した事情や東矢フェリイ事業推進部長の日本におけるマネジメント経験の有無などについて」の「実情」の意味するところが必ずしも明らかではないため、それらに対する内閣府の認識等についてお答えすることは困難である。

なお、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(以下「機構」という。)の三木義郎前理事については、平成十九年四月十三日、本人から

の申出により機構を退職したものと承知している。

二の1について

本年四月一日現在、機構の役員は理事長一名、理事一名及び監事二名の計四名、任期制職員、派遣職員及び非常勤職員を含む機構の職員は二百八名である。また、役員の報酬及び職員の給与は、機構の役員報酬規程並びに定年制職員給与規程及び任期制職員給与規程に定められており、これらの規程は、機構のホームページに掲載されている。

二の2について

機構の組織については、機構の組織規程に定められており、本年四月一日現在、事務局長を置くとともに、部、グループ及び課にそれぞれ部長、統括及び課長を置くこととされている。

また、機構の組織図については、機構のホームページに掲載されている。

二の3について

内閣府としては、機構の個々の職員の経歴、給与等については、一般に機構から報告を求めるべき事項とは考えておらず、お尋ねの内容についてお答えすることは困難である。

なお、機構の事業推進部長は、機構の組織規程によれば、事業推進部に所属する職員を指揮監督し、同部の所掌する研究支援に関すること、施設管理に関すること等の事務を掌理するとされている。

二の4について

機構によると、平成十九年一月一日から本年

三月三十一日まで(以下「対象期間」という。)に機構を退職した役職手当の支給対象者の数は七名、その職名は部長、統括、課長、調査役、課長代理及びシニアコンサルタント、その退職理由は本人からの申出又は出向期間の満了によるものとのことである。また、任期制職員、派遣職員及び非常勤職員を含む職員(役職手当の支給対象者を除く。)であつて対象期間内に機構を退職した者の数は、八十八名とのことである。

三について

本年三月三日に国会に提出した沖縄科学技術大学院大学学園法案においては、沖縄科学技術大学院大学学園(以下「学園」という。)の運営に関し、報告及び検査、違法行為等の是正等の規定を設けるとともに、学園に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)を適用することとしているところであり、これらを含めた関係法令の規定により、適切かつ透明性の高い学園の運営が行われるものと考えている。

死刑制度に対する自由権規約委員会の最終見解に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年五月二十五日

福島みずほ

参議院議長 江田 五月殿

死刑制度に対する自由権規約委員会の最終見解に関する質問主意書

二〇〇八年十月三十日に自由権規約委員会(以下「委員会」という。)から示された日本政府報告書審査最終見解(以下「最終見解」という。)について以下質問する。

一 最終見解パラグラフ2で「定期報告の締切が二〇〇二年十月であつたにもかかわらず、報告書の提出が二〇〇六年十二月であつたことに留意する。」とあるが、報告書提出が締切の期限より四年以上遅れた理由は何か。また、次回の政府報告書の提出期限を遵守するために、どのような対応をとる用意があるか。

二 最終見解パラグラフ6で「委員会は、締約国の第四回定期審査後の見解で発出された勧告の多くが履行されていないことを懸念する。締約国は、委員会によつて採択された今回の勧告及び前回の最終見解を実行するべきである。」と勧告されているが、政府はこの指摘をどう考えているか。委員会の勧告は、無視すべきものと考えているのか。

三 最終見解パラグラフ16で「世論調査の結果如何にかかわらず、締約国は、死刑廃止を前向きに考慮し、公衆に対して、必要があれば、廃止が望ましいことを伝えるべきである。」と勧告されているが、国民に死刑廃止が望ましいことを伝えるためにどのような方策を考えているか。

四 最終見解は、二〇〇八年十月三十日に採択された。当初は二十八日前後の採択が予想されていた。その十月二十八日に、日本政府は、二名

の死刑執行を行ったがこれは意図的に最終見解の発表日に合わせようとしたものであるか。前回の最終見解が採択された一九九八年十一月十九日にも同じように日本政府は三名の死刑執行を行っている。偶然が二回続くとは通常考えられないが、意図的な執行だったのかどうか、執行の経緯を明らかにされたい。

五 最終見解パラグラフ18の外務省仮訳は、「締約国は、代替収容施設を廃止するか、規約第十四条に規定される全ての保障の完全な遵守を確保するべきである。」となっているが、原文は「The State party should abolish the substitute detention system or ensure that it is fully compliant with all guarantees contained in article 14 of the Covenant.」であり、この場合の「or」は、「又は」ではなく「即ち」「換言すれば」と訳すべきと考えるがどうか。「又は」と訳したため意味が通じない文章となっているが「又は」と訳した理由は何か。

六 最終見解パラグラフ34で「委員会手続規則第七十一条五項に従い、締約国は上記17、18、19及び21パラグラフに含まれた委員会の勧告に対するフォローアップの情報を一年以内に提出しなければならない。」となっているが、一年以内にフォローアップの情報の提出を行うか。

七 今国会で審議されている「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（以下「海賊対処法案」という。）は、海賊行為が、日本国外にある日本船舶内で犯された場合については「国内犯」とし、日本国民に対して犯された場合

には「国民以外の者の国外犯」とし、いずれも日本刑法の適用を認めており、また、人質強要罪に関しては「条約による国外犯」としてあらゆる場合での日本刑法の適用を認めている。

周知のとおり、日本政府に対する自由権規約委員会の勧告により、死刑対象犯罪の縮減が求められてきた（第三回一九九三年、第四回一九九八年）。また、二〇〇八年第五回対日審査でも、死刑対象犯罪が減少していないことへの懸念が表明され、死刑を重大犯罪に限定することが勧告されている。

ところが、日本政府は国連のこうした一連の勧告に対処することなく、今回の海賊対処法案においては、海賊行為により人を死亡させた場合は死刑又は無期懲役が科せられることとしており、死刑対象犯罪の新設は明らかに自由権規約委員会の勧告に反するものと考えているがいかか。また、自由権規約を締約している日本として、なぜこのような法案を立案・提出したのか、その方針ならびに基本的な考え方の説明を願う。

右質問する。

平成二十一年六月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員福島みずほ君提出死刑制度に対する自由権規約委員会の最終見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出死刑制度に対する自由権規約委員会の最終見解に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「報告書」の作成に当たっては、市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和五十四年条約第七号。以下「自由権規約」という。）において認められる権利の実現のために我が国がとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する最新の情報を反映させるべく加筆作業を行ったことに加え、関係する府省庁が多岐にわたり、作業も膨大であったことから時間を要したものである。次回の政府報告の提出については、政府として、一層の努力を傾注して、早期提出に努めてまいりたい。

二について

自由権規約委員会の最終見解は法的拘束力を有するものではないが、いずれにせよ、御指摘の勧告については、その内容の当否等を十分に検討の上、政府として適切に対処していきたいと考えている。

三について

死刑の存廃は、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題であるところ、国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみると、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を

科することやむを得ず、死刑を廃止することは適当でないと考えている。

四について

法務大臣は、常に法務省の関係部局に係記録の内容を十分に精査させた上で、刑の執行停止、再審又は非常上告の事由の有無、恩赦を相当とする情状の有無等につき、慎重に検討し、これらの事由等がないと認めた場合に、死刑執行命令を発しているところであり、御指摘の平成二十年十月二十八日の執行について、意図的に最終見解の発表日に合わせようとしたものではない。

五について

お尋ねの最終見解パラグラフ18の該当部分の趣旨は、「代替収容施設を廃止するか、これを廃止しない場合には「規約第十四条に規定される全ての保障の完全な遵守を確保すべきである」と解釈されることから、御指摘のように、「or」を「即ち」又は「換言すれば」と訳出することは適当ではないと考える。

六について

御指摘の勧告に対するフォローアップの情報の提出については、関係府省庁間で協力の上、期限内の提出に努めてまいりたい。

七について

自由権規約第六条2は、死刑を廃止していない国においては、法律により、最も重大な犯罪についてのみ科することができると規定しており、我が国において法定刑として死刑が定められている罪は、殺人、強盗致死等、一定の重大

な犯罪に限られている。

政府は、経済社会及び国民生活における船舶航行の安全の確保の重要性並びに海洋法に関する国際連合条約(平成八年条約第六号)の趣旨にかんがみ、海賊行為の処罰及び海賊行為への適切かつ効果的な対処のために必要な事項を定め、海上における公共の安全と秩序の維持を図るために、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」を立案・提出したが、同法案第四条では、船舶強取等の一定の海賊行為の罪を犯した者が人を死亡させたときは死刑又は無期懲役に処することとしている。これは、このような行為が我が国において法定刑として死刑が定められている罪と同様に重大な犯罪であると考えられるからである。

〔参照〕

六月二日は、会議を開くに至らなかったが、参照のため左にその会議の日時を掲載する。

六月二日 午前十時 本会議

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体 二二〇円	本号一部 二二〇円